

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2011年2月14日
【四半期会計期間】	2010年度第3四半期（自2010年10月1日至2010年12月31日）
【会社名】	ソニー株式会社
【英訳名】	SONY CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表執行役 中鉢 良治
【本店の所在の場所】	東京都港区港南1丁目7番1号
【電話番号】	03-6748-2111(代表)
【事務連絡者氏名】	IR部門長 橋谷 義典
【最寄りの連絡場所】	東京都港区港南1丁目7番1号
【電話番号】	03-6748-2111(代表)
【事務連絡者氏名】	IR部門長 橋谷 義典
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪府中央区北浜1丁目8番16号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次		2009年度 第3四半期 連結累計期間	2010年度 第3四半期 連結累計期間	2009年度 第3四半期 連結会計期間	2010年度 第3四半期 連結会計期間	2009年度
会計期間		自2009年 4月1日 至2009年 12月31日	自2010年 4月1日 至2010年 12月31日	自2009年 10月1日 至2009年 12月31日	自2010年 10月1日 至2010年 12月31日	自2009年 4月1日 至2010年 3月31日
売上高及び営業収入	百万円	5,498,928	5,600,447	2,237,865	2,206,246	7,213,998
営業利益	百万円	87,811	273,189	146,103	137,522	31,772
税引前利益	百万円	73,895	273,155	123,865	131,535	26,912
当社株主に帰属する四半期 (当期)純利益(損失)	百万円	15,766	129,217	79,167	72,334	40,802
純資産額	百万円	-	-	3,307,610	3,266,792	3,285,555
総資産額	百万円	-	-	12,821,850	13,086,208	12,866,114
1株当たり純資産額	円	-	-	2,994.64	2,909.99	2,955.47
基本的1株当たり当社株主に 帰属する四半期(当期) 純利益(損失)	円	15.71	128.76	78.89	72.08	40.66
希薄化後1株当たり当社株主に 帰属する四半期(当期) 純利益(損失)	円	15.69	128.58	78.76	71.96	40.66
自己資本比率	%	-	-	23.4	22.3	23.1
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	542,318	403,911	-	-	912,907
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	538,740	582,405	-	-	746,004
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	350,276	10,263	-	-	365,014
現金・預金及び現金同等物四 半期末(期末)残高	百万円	-	-	1,004,785	919,765	1,191,608
従業員数	人	-	-	170,200	169,900	167,900

(注)1 当社の四半期連結財務諸表は、米国において一般に公正妥当と認められた会計基準による用語、様式及び作成方法(以下「米国会計原則」)によって作成されています。

2 当社は、持分法による投資利益(損失)を営業利益の一部として表示しています。

3 売上高及び営業収入には、消費税等は含まれていません。

4 純資産額は米国会計原則にもとづく資本合計を使用しています。

5 1株当たり純資産額及び自己資本比率は、当社株主に帰属する資本合計を用いて算出しています。

6 当社は四半期連結財務諸表を作成していますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。

7 従業員数は百人未満を四捨五入して記載しています。

## 2【事業の内容】

2010年度第3四半期連結会計期間において、当社及び当社の連結子会社（以下「ソニー」）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

ソニーは、2010年度第1四半期より、業績報告におけるビジネスセグメント区分の変更を行いました（「第5 経理の状況」四半期連結財務諸表注記『9 セグメント情報』参照）。

2010年12月31日現在の子会社数は1,297社、関連会社数は92社であり、このうち連結子会社（変動持分事業体を含む）は1,266社、持分法適用会社は84社です。

なお、当社の連結財務諸表は米国会計原則にもとづき作成されており、関係会社の情報についても米国会計原則の定義にもとづいて開示しています。「第2 事業の状況」及び「第3 設備の状況」においても同様です。

## 3【関係会社の状況】

2010年度第3四半期連結会計期間における重要な関係会社の異動は以下のとおりです。

2010年10月1日付けで、当社の連結子会社であるSony Benelux B.V.及びSony Europe (Belgium) N.V.は、Sony Europe Limitedを存続会社として合併しました。なお、2010年4月1日付けで、Sony United Kingdom Limitedは社名をSony Europe Limitedに変更しています。

## 4【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

2010年12月31日現在

従業員数（人）	169,900
---------	---------

（注）従業員数は百人未満を四捨五入して記載しています。

### (2) 提出会社の状況

2010年12月31日現在

従業員数（人）	16,953
---------	--------

## 第2【事業の状況】

### 1【生産、受注及び販売の状況】

ソニーの生産・販売品目は極めて多種多様であり、エレクトロニクス機器、家庭用ゲーム機やゲームソフトウェア、音楽・映像ソフト等は、その性質上、原則として見込生産を行っています。ソニーはコンシューマー・プロフェッショナル&デバイス（以下「CPD」）分野及びネットワークプロダクツ&サービス（以下「NPS」）分野においては、製品の在庫をほぼ一定の必要水準に保つように生産活動を行っていることから、生産状況は販売状況に類似しています。このため生産及び販売の状況については「4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」におけるCPD分野及びNPS分野の業績に関連付けて示しています。

### 2【事業等のリスク】

下記の2010年度の構造改革費用の計上見込み額の変更以外に、2010年6月28日に提出した前事業年度の有価証券報告書の「事業等のリスク」に記載した内容から重要な変更はありません。変更点は下線部で示してあります。なお、文中の将来に関する事項は本書提出日現在において判断したものです。

(5) ソニーの構造改革は多額の費用を必要としますが、その目的が達成できない可能性があります。

ソニーは、グループ全体の投資計画の見直し、製造事業所の統廃合、人材の再配置及び人員の削減などに焦点を当てた経営体質強化施策を2009年度も継続して実施しました。2009年度は、総額1,243億円の構造改革費用（この金額には79億円の構造改革に関する資産の減価償却費を含んでいます。）を計上しました。2010年度には、約700億円の構造改革費用を計上する見込みです。これらの構造改革費用は、売上原価、販売費及び一般管理費、又は資産の除売却損（益）、減損及びその他（純額）に計上され、ソニーの営業損益及び当社株主に帰属する当期純損益を当初悪化させます。ソニーは、製造オペレーションの合理化、低コスト国への生産移管・集約、製造委託もしくは設計製造委託（OEM/ODM）の活用を継続的に実施していきます。また、ソニーは、2009年4月1日以降、構造改革の一環として、（1）生産・物流・調達・カスタマーサービス、（2）研究開発・共通ソフトウェア開発、（3）グローバル・セールス・マーケティングに関する3つの横断的な機能組織を設置し、収益力強化に向けたビジネスプロセスの最適化に取り組んでいます。さらに、2009年度より集中購買の仕組みの構築やサプライヤー数の集約を開始しました。また、2010年1月には、ソニーは、ソニー及び日本国内の一部の子会社の人事・経理業務の一部を2010年4月よりアウトソーシングすることを発表しました。ソニーは、外部ビジネスパートナーが提供するアウトソーシングサービスに一層依存するようになりましたが、今後もその依存度は高まる傾向にあります。

内的又は外的な要因により、前述の構造改革施策による成長、効率性の向上及びコスト削減が予定どおり実現しない可能性があり、また構造改革による効果が現れたとしても市場環境の予想以上の悪化により、収益性の改善が予定している水準に達しない可能性もあります。構造改革の目的達成を妨げる内的な要因には、構造改革計画の変更、利用可能な経営資源を効果的に用いて構造改革を実行できないこと、新しい業務プロセスや戦略の実行の遅れなどがあります。一方、外的な要因には、例えば、ソニーが構造改革を計画どおりに実行するのを妨げる、地域ごとの労働規制や労働組合との間の協約、日本における労働慣行による追加的な負担があります。構造改革プログラムを完全に成功裡に実行できない場合、ソニーの業績及び財政状態に悪影響を与える可能性があります。加えて、構造改革費用にかかる支出により、営業キャッシュ・フローが減少する可能性があります。

### 3【経営上の重要な契約等】

2010年度第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 業績等の概要

以下の業績等の概要は、第3四半期連結会計期間（以下「当四半期」）についての分析です。

	2009年度第3四半期	2010年度第3四半期	増減率
	億円	億円	%
売上高及び営業収入	22,379	22,062	1.4
営業利益	1,461	1,375	5.9
税引前利益	1,239	1,315	+6.2
当社株主に帰属する四半期純利益	792	723	8.6
普通株式1株当たり当社株主に帰属する四半期純利益			
	円	円	
- 基本的	78.89	72.08	8.6
- 希薄化後	78.76	71.96	8.6

特記していないすべての金額は米国会計原則に則って算出されています。

#### 補足情報

ソニーの経営陣は営業利益に加え、持分法による投資損益及び構造改革費用による影響を除いた調整後営業利益を用いて業績を評価しています。この開示は、米国会計原則に則っていませんが、投資家の皆様にソニーの営業概況の現状及び見通しを理解いただくための有益な情報を提供することによって、ソニーの営業利益に関する理解を深めていただくために表示しているものです。

	2009年度第3四半期	2010年度第3四半期	増減率
	億円	億円	%
営業利益	1,461	1,375	5.9
控除：持分法による投資利益（損失）	59	26	-
戻し入れ：構造改革費用 <sup>*</sup>	135	160	+19.0
上記の調整後営業利益	1,655	1,509	8.8

ソニーの経営陣はこの表示を営業状況の評価、比較分析、及び事業構造の改革が計画どおり進捗しているかどうかの検証のために使用しています。上記の米国会計原則に則っていない補足情報は、米国会計原則に則って開示されるソニーの営業利益を代替するものではなく、追加的なものとして認識されるべきものです。

\* ソニーは、様々な費用削減施策の実施や、横断的な機能組織の運営を通じて、収益力強化のための事業構造改革に取り組んでいます。なお、構造改革費用は、それぞれの費用の性質に応じて、連結損益計算書上、売上原価、販売費及び一般管理費、ならびに資産の除売却損（益）、減損及びその他（純額）に計上されています。

ソニーは、2010年4月1日付の組織変更にともない、2010年度第1四半期より、主にB2B & ディスク製造分野を従来構成していた事業を再編し、業績報告におけるビジネスセグメント区分の変更を行いました。この再編に関連して、従来のコンシューマープロダクツ & デバイス分野を、コンシューマー・プロフェッショナル & デバイス（以下「CPD」）分野に名称を変更しました。CPD分野には、テレビ事業、デジタルイメージング事業、オーディオ・ビデオ事業、半導体事業、コンポーネント事業に加え、プロフェッショナル・ソリューション事業（B2B & ディスク製造分野に従来含まれていたB2B事業）が含まれます。Samsung Electronics Co., Ltd.との合併会社S-LCD Corporation（以下「S-LCD」）の持分法による投資損益も、CPD分野に含まれます。B2B & ディスク製造分野に従来含まれていたディスク製造事業は、その他分野に含まれます。

ネットワークプロダクツ&サービス（以下「N P S」）分野、映画分野、音楽分野、金融分野については、従来からの変更はありません。なお、Sony Ericsson Mobile Communications AB（以下「ソニー・エリクソン」）の持分法による投資損益については、従来どおり単独のセグメントとして表示しています。

以上のセグメント変更にともない、2009年度第3四半期における各分野の売上高及び営業収入（以下「売上高」）ならびに営業利益を当四半期の表示に合わせて修正再表示しています。

#### 連結業績概況

売上高は、為替の悪影響などにより、前年同期比1.4%減少の2兆2,062億円となりました。C P D分野及び金融分野を除くすべての分野で前年同期比減収となりました。

当四半期の米ドル、ユーロに対する平均円レートはそれぞれ81.6円、110.7円となり、前年同期の平均レートに比べ、米ドルに対して8.7%、ユーロに対して18.5%の円高となりました。

営業利益は、為替の悪影響などにより、前年同期に比べ86億円減少し、1,375億円となりました。分野別では、ゲーム事業の貢献があったN P S分野は大幅な増益となりました。一方、主に液晶テレビの影響によりC P D分野などが減益となりました。また、持分法による投資損益、及び構造改革費用による影響を除いた調整後営業利益は、前年同期に比べ146億円減少し、1,509億円となりました。

営業利益に含まれる持分法による投資損益は、前年同期の59億円の損失に対し、当四半期は26億円の利益となりました。ソニー・エリクソンの持分法による投資損益は、前年同期の102億円の損失に対し、当四半期は4億円の利益となりました。S-LCDの持分法による投資利益は、前年同期に比べ8億円減少し、21億円となりました。

その他の収益（費用）（純額）は、為替差損の減少などにより、前年同期に比べ163億円改善し、60億円の費用を計上しました。

税引前利益は、前年同期に比べ77億円増加し、1,315億円となりました。これは、主に前述のその他の収益（費用）（純額）の改善によるものです。

法人税等は、当四半期において476億円を計上し、実効税率は前年同期の26.8%に対して36.2%となりました。当四半期及び前年同期の実効税率が日本の法定税率を下回ったのは、主に税率の低い国外の子会社で利益を計上したことによるものであり、特に前年同期においてその影響が大きくなっています。

当社株主に帰属する四半期純利益（非支配持分に帰属する四半期純利益を除く）は、前年同期に比べ68億円減少し、723億円となりました。

#### 分野別営業概況

各分野の売上高はセグメント間取引消去前のものであり、また各分野の営業損益はセグメント間取引消去前のもので配賦不能費用は含まれていません。

コンシューマー・プロフェッショナル&デバイス分野

	2009年度第3 四半期	2010年度第3 四半期	増減率 %
	億円	億円	
売上高	10,468	10,909	+4.2
営業利益	508	268	47.2

特記していないすべての金額は米国会計原則に則って算出されています。

C P D分野の売上高は、前年同期比4.2%増加の1兆909億円となりました。外部顧客に対する売上は前年同期比7.7%増加しました。これは、PC関連部品の売上が減少したコンポーネントが減収だった一方で、販売台数が増加した液晶テレビ、中小型液晶パネルの売上が増加した半導体、販売台数が増加したレンズ交換式一眼カメラなどの増収があったことによるものです。

営業利益は、前年同期に比べ240億円減少し、268億円となりました。これは、増収による売上総利益の増加があったものの、売上の増加などともなう販売費及び一般管理費の増加、為替の悪影響、売上原価率の悪化、ならびに構造改革費用の増加があったことによるものです。なお、構造改革費用については、前年同期の86億円に対し、当四半期は118億円を計上しました。構造改革費用を除くベースで分野全体の損益変動にマイナスの影響を与えたカテゴリーは、販売台数が増加したものの価格下落の影響を受けた液晶テレビ、価格下落及び為替の影響を受けたコンパクトデジタルカメラなどです。一方、プラスの影響を与えたカテゴリーには、ブルーレイディスクレコーダーの販売台数が増加したホームビデオが含まれます。

ネットワークプロダクツ&サービス分野

	2009年度第3 四半期	2010年度第3 四半期	増減率 %
	億円	億円	
売上高	6,055	5,666	6.4
営業利益	195	457	+134.9

特記していないすべての金額は米国会計原則に則って算出されています。

N P S分野の売上高は、前年同期比6.4%減少の5,666億円となりました。外部顧客に対する売上は前年同期比7.4%減少しました。これは主に、為替の悪影響などによりゲーム事業が減収となったことによるものです。

営業利益は、前年同期に比べ263億円増加し、457億円となりました。これは、為替の悪影響があったものの、売上原価率の大幅な改善及び増収による売上総利益の増加があったことなどによるものです。「プレイステーション 3」において、ハードウェアのコストが大幅に改善したこと及びソフトウェアの売上数量が増加したことにより、ゲーム事業が構造改革費用を除くベースで分野全体の損益変動にプラスの影響を与えました。

\* \* \* \* \*

C P D分野及びN P S分野の2010年12月末の棚卸資産の合計は、前年同期末比916億円（16.8%）増加の6,379億円となりました。2010年9月末比では1,821億円（22.2%）の減少となりました。

## 映画分野

	2009年度第3四半期	2010年度第3四半期	増減率 %
	億円	億円	
売上高	2,032	1,490	26.7
営業利益	141	47	66.7

特記していないすべての金額は米国会計原則に則って算出されています。上記の金額は、全世界にある子会社の業績を米ドルベースで連結している、米国を拠点とするSony Pictures Entertainment（以下「SPE」）の円換算後の業績です。ソニーの経営陣はSPEの業績を米ドルで分析しているため、一部の記述については「米ドルベース」と特記してあります。

映画分野の売上高は、前年同期比26.7%減少の1,490億円となりました（米ドルベースでは20%の減収）。劇場興行収入は、「ソーシャル・ネットワーク」が当四半期において好調に推移したものの、前年同期の公開作品には「2012」、「マイケル・ジャクソン THIS IS IT」などの好調な作品が含まれていたため、前年同期比で大幅に減少しました。テレビ番組は、SPEの米国外のいくつかのテレビネットワークにおける広告収入及び視聴料収入の増加により、当四半期において増収となりました。

営業利益は、前年同期に比べ94億円減少し、47億円となりました。これは、当四半期に公開された映画作品「幸せの始まりは」の劇場興行収入が想定を下回ったことによる損失計上、カタログ作品の映像ソフト収入の減少、劇場公開予定作品の広告宣伝費の増加によるものです。

## 音楽分野

	2009年度第3四半期	2010年度第3四半期	増減率 %
	億円	億円	
売上高	1,635	1,398	14.5
営業利益	231	195	15.7

特記していないすべての金額は米国会計原則に則って算出されています。音楽分野の業績は、全世界にある子会社の業績を米ドルベースで連結している、米国を拠点とするSony Music Entertainmentの円換算後の業績、円ベースで決算を行っている日本の㈱ソニー・ミュージックエンタテインメントの業績、及びソニーが株式の50%を保有する音楽出版事業の合弁会社であり、全世界にある子会社の業績を米ドルベースで連結している、米国を拠点とするSony/ATV Music Publishing LLCの円換算後の業績を連結したものです。

音楽分野の売上高は、前年同期比14.5%減少の1,398億円となりました。デジタル配信売上は増加しているものの、主にパッケージメディアの音楽市場の継続的な縮小の影響により、当四半期は減収となりました。また、米ドルに対する円高の影響も減収要因となりました。当四半期の売上に寄与した作品には、いきものがかりの「いきものばかり～メンバーズBESTセレクション～」、スーザン・ボイルの「ザ・ギフト～夢の贈りもの」、マイケル・ジャクソンの「MICHAEL」、キングス・オブ・レオンの「カム・アラウンド・サンダウン」、ブルース・スプリングスティーンの「ザ・プロミス～The Lost Sessions」、米国の人気テレビ番組「Glee」出演者の楽曲を集めたアルバム2作品などがあります。

営業利益は、前年同期に比べ36億円減少し、195億円となりました。広告宣伝費は前年同期比で減少したものの、前述の減収の影響により減益となりました。



## 金融分野

	2009年度第3四半期	2010年度第3四半期	増減率 %
	億円	億円	
金融ビジネス収入	2,056	2,091	+1.7
営業利益	350	327	6.6

ソニーの金融分野には、ソニーフィナンシャルホールディングス(株) (以下「SFH」) 及びSFHの連結子会社であるソニー生命保険(株) (以下「ソニー生命」)、ソニー損害保険(株)、ソニー銀行(株) (以下「ソニー銀行」) の3社、ならびに(株)ソニーファイナンスインターナショナル(以下「SFI」) の業績が含まれています。また、特記していないすべての金額は米国会計原則に則って算出されています。したがって、以下に記載されているソニー生命の業績は、SFH及びソニー生命が日本の会計原則に則って個別に開示している業績とは異なります。

金融ビジネス収入は、リース・レンタル事業の非連結化などによりSFIが減収となったものの、主にソニー銀行の増収により、前年同期比1.7%増加の2,091億円となりました。ソニー銀行の増収は、外貨建顧客預金に関する為替差損益の改善などによるものです。ソニー生命の収入は、前年同期比1.0%増加の1,817億円となりました。これは、一般勘定における有価証券売却益などが減少したものの、保有契約高の拡大によって保険料収入が増加したことなどによるものです。

営業利益は、主にソニー生命の減益により、前年同期に比べ23億円減少し、327億円となりました。ソニー生命の営業利益は、前年同期に比べ66億円減少し、298億円となりました。これは主に、保険料収入の増加があったものの、前述の一般勘定における有価証券売却益の減少などがあったことによるものです。

## ソニー・エリクソン

当社が株式の50%を保有する持分法適用会社であるソニー・エリクソンの業績は、ソニーの連結財務諸表に直接連結されていません。しかし、ソニーは、この開示が投資家の皆様にソニーのビジネス状況を分析するための有益な追加情報を提供すると考えています。

	2009年12月31日に 終了した四半期	2010年12月31日に 終了した四半期	増減率 %
	百万ユーロ	百万ユーロ	
売上高	1,750	1,528	12.7
税引前利益(損失)	180	29	-
四半期純利益(損失)	159	7	-

特記していないすべての金額は米国会計原則に則って算出されています。

2010年12月31日に終了した四半期におけるソニー・エリクソンの売上高は、前年同期比12.7%減少の1,528百万ユーロとなりました。これは、高価格帯のスマートフォンに注力し製品ポートフォリオを集約したことにとともに、携帯電話の販売台数が減少したことによるものです。税引前損益は、前年同期の180百万ユーロの損失に対し、当四半期は29百万ユーロの利益となりました。主に、構造改革費用の減少、平均販売価格の上昇、コスト構造の改善により、税引前損益は改善しました。また、製品保証見積り及びロイヤルティに関する特殊要因の好影響もありました。

ソニー・エリクソンの持分法による投資損益は、前年同期の102億円の損失に対し、当四半期は4億円の利益となりました。

## 為替変動とリスクヘッジ

為替相場は変動していますが、リスクヘッジの方針については2010年6月28日に提出した前事業年度の有価証券報告書に記載した内容から重要な変更はありません。

## 所在地別の業績

所在地別の業績は、企業のセグメント及び関連情報に関する開示にもとづく地域（顧客の所在国）別情報について、前述の「分野別営業概況」に含め関連付けて分析的に記載しています（「第5 経理の状況」 四半期連結財務諸表注記『9 セグメント情報』参照）。

## キャッシュ・フローの状況

営業活動によるキャッシュ・フロー：当四半期において営業活動による現金・預金及び現金同等物（純額）は、2,911億円の収入超過となり、前年同期比では188億円（6.1%）減少しました。

金融分野を除くソニー連結の収入超過は、前年同期比314億円（13.4%）減少し、当四半期は2,027億円となりました。この収入超過は、主に、棚卸資産の減少、有形固定資産の減価償却費及び無形固定資産の償却費を加味した3ヵ月間の純利益、その他の流動資産に含まれる製造委託又は設計委託事業者との取引に関連する債権の減少、ならびに未払費用や未払法人税等の増加の影響が、受取手形及び売掛金の増加の影響を上回ったことによるものです。前年同期比で収入超過が減少したのは、主に、棚卸資産の減少額の縮小や減価償却費及び償却費を加味した3ヵ月間の純利益の減少の影響が、受取手形及び売掛金の増加額の縮小の影響を上回ったことによるものです。

金融分野の収入超過は、前年同期比160億円（21.2%）増加し、当四半期は915億円となりました。この収入超過は、主として、ソニー生命における保有契約高の拡大にともない増加した保険料収入の貢献によるものです。前年同期比での増加は、主にソニー生命における、その他の流動負債の増加額の拡大及びその他の流動資産の増加額の縮小の影響が、売買目的有価証券が減少から増加に転じた影響を上回ったことなどによるものです。

投資活動によるキャッシュ・フロー：当四半期において投資活動に使用した現金・預金及び現金同等物（純額）は、1,611億円になり、前年同期比では477億円（22.9%）減少しました。

金融分野を除くソニー連結の支出超過は、前年同期比322億円（37.5%）減少し、537億円になりました。この支出超過は、主に製造設備の購入による支出によるものです。前年同期との比較においては、当四半期に投資及び貸付が支払から回収に転じたこと、ならびに製造設備の購入額が減少したことなどにより、支出超過額は減少しました。

金融分野の支出超過は、前年同期比61億円（5.3%）増加し、1,218億円になりました。この支出超過は、主に、業容が拡大しているソニー生命及びソニー銀行の行った投資及び貸付が、有価証券の償還、投資有価証券の売却及び貸付金の回収を上回ったことによるものです。なお、当四半期においては、SFIのリース・レンタル事業の非連結化にともなう収入もありました。前年同期との比較においては、主に、当四半期において有価証券の償還、投資有価証券の売却及び貸付金の回収額の減少が、前述の投資及び貸付の減少額を上回ったことにより、支出超過額は増加しました。

金融分野を除く営業活動及び投資活動による連結キャッシュ・フローの合計<sup>\*</sup>は、前年同期比8億円（0.5%）増加し、当四半期において1,491億円の収入超過となりました。

財務活動によるキャッシュ・フロー：財務活動による現金・預金及び現金同等物（純額）は、前年同期の514億円の受取超過に対し、当四半期において274億円の支払超過になりました。金融分野を除くソニー連結の支払超過は、前年同期比458億円（54.0%）減少し、390億円となりました。これは、短期借入金が増加したものの、520億円のシンジケートローンの返済を行ったことなどによるものです。金融分野の受取超過は、主にソニー銀行における顧客預り金の増加額の縮小により、前年同期比1,063億円（82.3%）減少し、229億円となりました。

現金・預金及び現金同等物：以上の結果、為替変動の影響を加味した2010年12月末の現金・預金及び現金同等物期末残高は9,198億円となりました。金融分野を除くソニー連結の現金・預金及び現金同等物期末残高は、2010年9月末に比べ900億円（13.2%）増加し、2010年12月末は7,739億円となりました。2009年12月末比では309億円（4.2%）の増加となりました。なお、ソニーではこの他に、2010年12月末現在、円換算で総額7,496億円の未使用の金融機関とのコミットメントラインを保持しており、十分な流動性を継続的に確保していると考えています。金融分野の現金・預金及び現金同等物期末残高は、2010年9月末に比べ75億円（4.9%）減少し、2010年12月末は1,459億円となりました。2009年12月末比では、1,159億円（44.3%）の減少となりました。

\* ソニーは、経営陣が経営指標として用いる「金融分野を除く営業活動及び投資活動による連結キャッシュ・フローの合計」を開示情報に含めています。この情報は、金融分野を除く事業が流動性の保持、借入金の返済、及び配当金の支払いに必要な資金を確保できるかを評価するために重要な情報と考えています。この情報は後述の要約キャッシュ・フロー計算書をもとに作成しています。これらのキャッシュ・フロー情報はソニーの連結財務諸表の作成に用いられた米国会計原則で要求されているものではなく、また米国会計原則に則って作成されているものではありません。金融分野の大部分を構成する、日本で上場している金融持株会社のSFHと傘下の子会社は独自に流動性を確保しているため、金融分野のキャッシュ・フローはこの情報に含まれていません。この情報は他の企業の開示情報と比較できない可能性があります。また、この指標は負債返済に必要な元本返済支出の控除は行っておらず、裁量支出に使用可能な残余キャッシュ・フローを表しているものではないという限界があります。したがって、ソニーはこの情報を連結キャッシュ・フロー計算書に対する補足情報として、投資や利用可能な融資枠、及び流動性に関する情報とあわせて開示しており、連結財務諸表の理解と分析に役立つと考えています。

連結キャッシュ・フロー計算書と「金融分野を除く営業活動及び投資活動による連結キャッシュ・フローの合計」の差異の照合調整表は以下のとおりです。

	2009年度第3四半期 億円	2010年度第3四半期 億円
連結キャッシュ・フロー計算書上の営業活動から得た 現金・預金及び現金同等物（純額）	3,099	2,911
連結キャッシュ・フロー計算書上の投資活動に使用した 現金・預金及び現金同等物（純額）	2,088	1,611
	<hr/>	<hr/>
	1,011	1,300
控除：金融分野における営業活動から得た 現金・預金及び現金同等物（純額）	755	915
控除：金融分野における投資活動に使用した 現金・預金及び現金同等物（純額）	1,157	1,218
消去**	70	112
金融分野を除く営業活動及び投資活動から得た 連結キャッシュ・フローの合計	<hr/>	<hr/>
	1,483	1,491

\*\* 消去は主にセグメント間の貸付、配当金の支払いです。セグメント間の貸付は当社と金融分野に含まれるSFIとの取引です。

金融分野を分離した要約キャッシュ・フロー計算書（監査対象外）

以下の表は、金融分野、金融分野を除くソニー連結、及びソニー連結の2010年度第3四半期（12月31日に終了した3ヵ月間）の要約キャッシュ・フロー計算書です。この情報は、ソニーの連結財務諸表の作成に用いられた米国会計原則では要求されていませんが、金融分野はソニーのその他の分野とは性質が異なるため、ソニーはこの情報を金融分野を除く業績の分析に用いており、このような表示が連結財務諸表の理解と分析に役立つと考えています。なお、以下のソニー連結の金額は、金融分野と金融分野を除くソニー連結間の取引を相殺消去した後のものです。

要約キャッシュ・フロー計算書（監査対象外）

(金額：百万円)	2010年度第3四半期連結会計期間 (自 2010年10月1日 至 2010年12月31日)		
	金融分野	金融分野を除く ソニー連結	ソニー連結
営業活動から得た現金・預金及び現金同等物（純額）	91,470	202,723	291,082
投資活動に使用した現金・預金及び現金同等物（純額）	121,816	53,651	161,072
財務活動から得た（財務活動に使用した）現金・預金及び現金同等物（純額）	22,882	38,991	27,393
為替相場変動の現金・預金及び現金同等物に対する影響額	-	20,064	20,064
現金・預金及び現金同等物純増加・減少（ ）額	7,464	90,017	82,553
現金・預金及び現金同等物期首残高	153,364	683,848	837,212
現金・預金及び現金同等物四半期末残高	145,900	773,865	919,765

## ( 2 ) 対処すべき課題

2010年6月28日に提出した前事業年度の有価証券報告書、2010年8月11日に提出した当事業年度の第1四半期報告書、及び2010年11月12日に提出した当事業年度の第2四半期報告書に記載した内容からの変更は以下のとおりです。これ以外に重要な変更はありません。なお、当四半期における変更点は下線部で示してあります。また、文中の将来に関する事項は本書提出日現在において判断したものです。

構造改革費用は、2009年度の1,243億円（この金額は79億円の構造改革に関する資産の減価償却費を含んでいません。）に対し、2010年度は約700億円の計上を見込んでいます。

### ・製造事業所の再編

ソニーは、製造オペレーションの合理化、低コスト国への生産移管・集約、相手先ブランド製品の製造委託事業もしくは設計製造委託事業（OEM/ODM）の活用を通じて、固定費削減及び資産圧縮を進めています。2008年12月時点で全世界57拠点あった製造事業所については、統廃合をすすめ、2010年3月末までに46拠点へ削減しました。今後もソニーは、事業環境に適した効率的な生産体制の検討を行っていく予定です。2010年度に実施する製造事業所の統廃合には、Sony Precision Engineering Malaysia Sdn. Bhd.の閉鎖、ソニーモバイルディスプレイ(株)野洲事業所における中・小型TFT液晶ディスプレイの設計及び製造事業の京セラ株式会社への譲渡、Sony Electronics Inc. のドーサン事業所（アラバマ州）の生産オペレーション終了、欧州向け液晶テレビの製造拠点であるスロバキアのニトラ工場の持分の約90%の鴻海グループへの譲渡、Sony Hungaria Kft.のゴドロ工場の生産オペレーション終了、ならびに欧州向けの液晶テレビを生産するSony Espana S.A.のバルセロナ工場のFicosa International, S.A.及びCOMSA EMTE SLへの譲渡が含まれます。

ソニーは、2010年4月1日付の組織変更にともない、2010年度第1四半期より、主にB2B & ディスク製造分野を従来構成していた事業を再編し、業績報告におけるビジネスセグメント区分の変更を行いました。この再編に関連して、従来のコンシューマプロダクツ&デバイス分野を、コンシューマ・プロフェッショナル&デバイス（以下「CPD」）分野に名称を変更しました。CPD分野には、テレビ事業、デジタルイメージング事業、オーディオ・ビデオ事業、半導体事業、コンポーネント事業に加え、プロフェッショナル・ソリューション事業（B2B & ディスク製造分野に従来含まれていたB2B事業）が含まれます。また、サムスン電子との合併会社S-LCDの持分法による投資損益もCPD分野に含まれます。B2B & ディスク製造分野に従来含まれていたディスク製造事業は、その他分野に含まれるようになりました。

NPS分野、映画分野、音楽分野、金融分野については、従来からの変更はありません。なお、ソニー・エリクソンの持分法による投資損益については、従来どおり単独のセグメントとして表示しています。

なお、上記の組織変更にもなうセグメントの変更はあったものの、ソニーの経営陣が認識している課題とそれに対処するための取り組みについては変更ありません。

### ( 3 ) 研究開発活動

2010年度第3四半期連結会計期間の連結研究開発費は、前年同期に比べ7億円(0.6%)減少の1,061億円となりました。金融分野を除く売上高に対する連結研究開発費の比率は、前年同期と同じ5.3%でした。研究開発費の主な内訳をみると、CPD分野が10億円(1.4%)増加の726億円、NPS分野が26億円(9.8%)減少の236億円でした。CPD分野の研究開発費のうち約73%は、新製品の試作研究費、残り約27%は次世代ディスプレイ、半導体、新規材料、ソフトウェアなど中長期を見据えた新技術の開発研究費でした。

なお、2010年度第3四半期連結会計期間において、研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

### ( 4 ) 流動性と資金の源泉

2010年6月28日に提出した前事業年度の有価証券報告書に記載した内容からの変更点は以下のとおりです。これ以外に重要な変更はありません。変更点は下線部で示してあります。なお、文中の将来に関する事項は本書提出日現在において判断したものです。

ソニーは通常は普通社債、CPに加え、シンジケートローンを含めた銀行借入などの手段を通じて調達を行います。ソニーがこれらの調達手段から流動性を確保できなくなる不測の事態に備え、多様な金融機関とのコミットメントラインも保持しています。2010年12月末のコミットメントラインの総額は円換算で約7,496億円(全額未使用)です。コミットメントラインの内訳は、日本の銀行団と結んでいる4,750億円の円貨コミットメントライン(2013年11月満期)、日本の銀行団と結んでいる1,500百万米ドルの複数通貨建コミットメントライン(2013年12月満期)、グローバルな銀行団と結んでいる1,870百万米ドルの複数通貨建コミットメントライン(2012年4月満期)で、すべて当社及び当社の連結子会社であるSony Global Treasury Services Plcが借入主体となっています。このうち日本の銀行団と結んでいる円貨コミットメントラインについては、2010年10月に期間を1年延長しました。これらの目的は、2008年9月以降にみられたような金融・資本市場の混乱期においても十分な流動性を確保することです。

### 第3【設備の状況】

#### 1 主要な設備の状況

2010年度第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

#### 2 設備の新設、除却等の計画

2010年度第3四半期連結会計期間において、2010年度第2四半期連結会計期間末に計画中であった設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、2010年度第3四半期連結会計期間において、ソニーはソニーセミコンダクタ九州(株)長崎テクノロジーセンターにおけるCMOSイメージセンサーの生産能力の増強を目的とした約1,000億円の投資を2011年度に実施することを決定しました。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	3,600,000,000
計	3,600,000,000

##### 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (2010年12月31日)	提出日現在発行数(株) (2011年2月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	1,004,614,564	1,004,622,864	東京・大阪・ニューヨー ク・ロンドン 各証券取引所	単元株式数は 100株です。
計	1,004,614,564	1,004,622,864	-	-

(注) 1 東京証券取引所及び大阪証券取引所については市場第一部に上場されています。

2 「提出日現在発行数」には、提出日の属する月(2011年2月)に新株予約権の行使(旧商法にもとづき発行された転換社債の転換を含む。)により発行された株式数は含まれていません。



(2) 【新株予約権等の状況】

当社は、平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定にもとづき新株予約権を発行しています。

第1回普通株式新株予約権

株主総会の特別決議日(2002年6月20日)	
	第3四半期会計期間末現在 (2010年12月31日)
新株予約権の数	9,878個 *1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株
新株予約権の目的となる株式の数	987,800株 *2
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 5,396円 *3
新株予約権の行使期間	2003年12月9日から2012年12月8日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1株当たり発行価格 5,396円 1株当たり資本組入額 2,698円
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。 当社を完全子会社とする株式交換又は株式移転が当社株主総会において承認されたときは、新株予約権者は当該株式交換又は株式移転の日以降新株予約権を行使することができない。 その他権利行使の条件は、当社株主総会決議及び取締役会の決議にもとづき、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。なお、上記新株予約権割当契約にもとづき、新株予約権者は、新株予約権の全部又は一部の譲渡が禁止される。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	-

(注) \*1 各新株予約権の目的となる株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

なお、かかる調整は当該調整が行われる時点において未行使の新株予約権にかかる付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

\*2 注記1により付与株式数が調整される場合には、調整後付与株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

\*3 新株予約権の発行日後に、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 ×  $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

上記のほか、新株予約権の発行日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

第3回普通株式新株予約権

株主総会の特別決議日(2002年6月20日)	
	第3四半期会計期間末現在 (2010年12月31日)
新株予約権の数	9,282個 *1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株
新株予約権の目的となる株式の数	928,200株 *2
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 36.57米ドル *3
新株予約権の行使期間	2003年4月1日から2013年3月31日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1株当たり発行価格 36.57米ドル 1株当たり資本組入額 18.29米ドル
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。 当社を完全子会社とする株式交換又は株式移転が当社株主総会において承認されたときは、新株予約権者は当該株式交換又は株式移転の日以降新株予約権を行使することができない。 その他権利行使の条件は、当社株主総会決議及び取締役会の決議にもとづき、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。なお、上記新株予約権割当契約にもとづき、新株予約権者は、新株予約権の全部又は一部の譲渡が禁止される。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	-

(注)\*1 各新株予約権の目的となる株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、かかる調整は当該調整が行われる時点において未行使の新株予約権にかかる付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

\*2 注記1により付与株式数が調整される場合には、調整後付与株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

\*3 新株予約権の発行日後に、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1セント未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権の発行日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

第4回普通株式新株予約権

株主総会の特別決議日(2003年6月20日)	
	第3四半期会計期間末現在 (2010年12月31日)
新株予約権の数	8,145個 *1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株
新株予約権の目的となる株式の数	814,500株 *2
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 4,101円 *3
新株予約権の行使期間	2004年11月14日から2013年11月13日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1株当たり発行価格 4,101円 1株当たり資本組入額 2,051円
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。 当社を完全子会社とする株式交換又は株式移転が当社株主総会において承認されたときは、新株予約権者は当該株式交換又は株式移転の日以降新株予約権を行使することができない。 その他権利行使の条件は、当社株主総会決議及び取締役会の決議にもとづき、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。なお、上記新株予約権割当契約にもとづき、新株予約権者は、新株予約権の全部又は一部の譲渡が禁止される。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	-

(注)\*1 各新株予約権の目的となる株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、かかる調整は当該調整が行われる時点において未行使の新株予約権にかかる付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

\*2 注記1により付与株式数が調整される場合には、調整後付与株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

\*3 新株予約権の発行日後に、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権の発行日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

第6回普通株式新株予約権

株主総会の特別決議日(2003年6月20日)	
第3四半期会計期間末現在 (2010年12月31日)	
新株予約権の数	8,941個 *1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株
新株予約権の目的となる株式の数	894,100株 *2
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 40.90米ドル *3
新株予約権の行使期間	2004年4月1日から2014年3月31日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1株当たり発行価格 40.90米ドル 1株当たり資本組入額 20.45米ドル
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。 当社を完全子会社とする株式交換又は株式移転が当社株主総会において承認されたときは、新株予約権者は当該株式交換又は株式移転の日以降新株予約権を行使することができない。 その他権利行使の条件は、当社株主総会決議及び取締役会の決議にもとづき、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。なお、上記新株予約権割当契約にもとづき、新株予約権者は、新株予約権の全部又は一部の譲渡が禁止される。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	-

(注)\*1 各新株予約権の目的となる株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、かかる調整は当該調整が行われる時点において未行使の新株予約権にかかる付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

\*2 注記1により付与株式数が調整される場合には、調整後付与株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

\*3 新株予約権の発行日後に、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1セント未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権の発行日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

第7回普通株式新株予約権

株主総会の特別決議日(2004年6月22日)	
	第3四半期会計期間末現在 (2010年12月31日)
新株予約権の数	9,540個 *1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株
新株予約権の目的となる株式の数	954,000株 *2
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 3,782円 *3
新株予約権の行使期間	2005年11月18日から2014年11月17日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1株当たり発行価格 3,782円 1株当たり資本組入額 1,891円
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。 当社を完全子会社とする株式交換又は株式移転が当社株主総会において承認されたときは、新株予約権者は当該株式交換又は株式移転の日以降新株予約権を行使することができない。 その他権利行使の条件は、当社株主総会決議及び取締役会の決議にもとづき、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。なお、上記新株予約権割当契約にもとづき、新株予約権者は、新株予約権の全部又は一部の譲渡が禁止される。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	-

(注)\*1 各新株予約権の目的となる株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、かかる調整は当該調整が行われる時点において未行使の新株予約権にかかる付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

\*2 注記1により付与株式数が調整される場合には、調整後付与株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

\*3 新株予約権の発行日後に、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権の発行日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

第9回普通株式新株予約権

株主総会の特別決議日(2004年6月22日)	
第3四半期会計期間末現在 (2010年12月31日)	
新株予約権の数	8,085個 *1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株
新株予約権の目的となる株式の数	808,500株 *2
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 40.34米ドル *3
新株予約権の行使期間	2005年4月1日から2015年3月31日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1株当たり発行価格 40.34米ドル 1株当たり資本組入額 20.17米ドル
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。 当社を完全子会社とする株式交換又は株式移転が当社株主総会において承認されたときは、新株予約権者は当該株式交換又は株式移転の日以降新株予約権を行使することができない。 その他権利行使の条件は、当社株主総会決議及び取締役会の決議にもとづき、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。なお、上記新株予約権割当契約にもとづき、新株予約権者は、新株予約権の全部又は一部の譲渡が禁止される。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	-

(注)\*1 各新株予約権の目的となる株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、かかる調整は当該調整が行われる時点において未行使の新株予約権にかかる付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

\*2 注記1により付与株式数が調整される場合には、調整後付与株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

\*3 新株予約権の発行日後に、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1セント未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権の発行日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

第10回普通株式新株予約権

株主総会の特別決議日（2005年6月22日）	
第3四半期会計期間末現在 （2010年12月31日）	
新株予約権の数	10,093個 *1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株
新株予約権の目的となる株式の数	1,009,300株 *2
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 4,060円 *3
新株予約権の行使期間	2006年11月17日から2015年11月16日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1株当たり発行価格 4,060円 1株当たり資本組入額 2,030円
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。 当社を完全子会社とする株式交換又は株式移転が当社株主総会において承認されたときは、新株予約権者は当該株式交換又は株式移転の日以降新株予約権を行使することができない。 その他権利行使の条件は、当社株主総会決議及び取締役会の決議にもとづき、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。なお、上記新株予約権割当契約にもとづき、新株予約権者は、新株予約権の全部又は一部の譲渡が禁止される。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	-

（注）\*1 各新株予約権の目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、かかる調整は当該調整が行われる時点において未行使の新株予約権にかかる付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

\*2 注記1により付与株式数が調整される場合には、調整後付与株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

\*3 新株予約権の発行日後に、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権の発行日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

第11回普通株式新株予約権

株主総会の特別決議日(2005年6月22日)	
第3四半期会計期間末現在 (2010年12月31日)	
新株予約権の数	10,409個 *1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株
新株予約権の目的となる株式の数	1,040,900株 *2
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 34.14米ドル *3
新株予約権の行使期間	2005年11月18日から2015年11月17日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1株当たり発行価格 34.14米ドル 1株当たり資本組入額 17.07米ドル
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。 当社を完全子会社とする株式交換又は株式移転が当社株主総会において承認されたときは、新株予約権者は当該株式交換又は株式移転の日以降新株予約権を行使することができない。 その他権利行使の条件は、当社株主総会決議及び取締役会の決議にもとづき、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。なお、上記新株予約権割当契約にもとづき、新株予約権者は、新株予約権の全部又は一部の譲渡が禁止される。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	-

(注)\*1 各新株予約権の目的となる株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、かかる調整は当該調整が行われる時点において未行使の新株予約権にかかる付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

\*2 注記1により付与株式数が調整される場合には、調整後付与株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

\*3 新株予約権の発行日後に、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1セント未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権の発行日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。



当社は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定にもとづき新株予約権を発行しています。

第12回普通株式新株予約権

株主総会の特別決議日（2006年6月22日）	
	第3四半期会計期間末現在 （2010年12月31日）
新株予約権の数	10,579個 *1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株
新株予約権の目的となる株式の数	1,057,900株 *2
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 4,756円 *3
新株予約権の行使期間	2006年11月16日から2016年11月15日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1株当たり発行価格 4,756円 1株当たり資本組入額 2,378円
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。 当社が消滅会社となる合併契約書が当社株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転計画が当社株主総会（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会）で承認されたときは、当該合併、株式交換又は株式移転の効力発生日以降新株予約権は行使することができない。 その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	-

（注）\*1 各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

\*2 注記1により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に新株予約権の数を乗じた数に調整されるものとする。

\*3 新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権の割当日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

第13回普通株式新株予約権

株主総会の特別決議日（2006年6月22日）	
	第3四半期会計期間末現在 （2010年12月31日）
新株予約権の数	13,734個 *1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株
新株予約権の目的となる株式の数	1,373,400株 *2
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 40.05米ドル *3
新株予約権の行使期間	2006年11月17日から2016年11月16日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1株当たり発行価格 40.05米ドル 1株当たり資本組入額 20.03米ドル
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。 当社が消滅会社となる合併契約書が当社株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転計画が当社株主総会（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会）で承認されたときは、当該合併、株式交換又は株式移転の効力発生日以降新株予約権は行使することができない。 その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	-

（注）\*1 各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

\*2 注記1により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に新株予約権の数を乗じた数に調整されるものとする。

\*3 新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1セント未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権の割当日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

第14回普通株式新株予約権

株主総会の特別決議日(2007年6月21日)	
第3四半期会計期間末現在 (2010年12月31日)	
新株予約権の数	7,962個 *1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株
新株予約権の目的となる株式の数	796,200株 *2
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 5,514円 *3
新株予約権の行使期間	2007年11月14日から2017年11月13日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1株当たり発行価格 5,514円 1株当たり資本組入額 2,757円
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。 当社が消滅会社となる合併契約書が当社株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会)で承認されたときは、当該合併、株式交換又は株式移転の承認の日以降新株予約権は行使することができない。 その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	-

(注)\*1 各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割(無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

\*2 注記1により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に新株予約権の数を乗じた数に調整されるものとする。

\*3 新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割(無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権の割当日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

第15回普通株式新株予約権

株主総会の特別決議日(2007年6月21日)	
	第3四半期会計期間末現在 (2010年12月31日)
新株予約権の数	15,844個 *1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株
新株予約権の目的となる株式の数	1,584,400株 *2
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 48.15米ドル *3
新株予約権の行使期間	2007年11月14日から2017年11月13日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1株当たり発行価格 48.15米ドル 1株当たり資本組入額 24.08米ドル
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。 当社が消滅会社となる合併契約書が当社株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会)で承認されたときは、当該合併、株式交換又は株式移転の承認の日以降新株予約権は行使することができない。 その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	-

(注)\*1 各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割(無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

\*2 注記1により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に新株予約権の数を乗じた数に調整されるものとする。

\*3 新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割(無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1セント未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権の割当日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

第16回普通株式新株予約権

株主総会の特別決議日（2008年6月20日）	
第3四半期会計期間末現在 （2010年12月31日）	
新株予約権の数	8,318個 *1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株
新株予約権の目的となる株式の数	831,800株 *2
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 2,987円 *3
新株予約権の行使期間	2009年11月18日から2018年11月17日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1株当たり発行価格 2,987円 1株当たり資本組入額 1,494円
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。 当社が消滅会社となる合併契約が当社株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会）で承認されたときは、当該合併、株式交換又は株式移転の効力発生日以降新株予約権は行使することができない。 その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	-

（注）\*1 各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

\*2 注記1により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に新株予約権の数を乗じた数に調整されるものとする。

\*3 新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権の割当日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

第17回普通株式新株予約権

株主総会の特別決議日(2008年6月20日)	
第3四半期会計期間末現在 (2010年12月31日)	
新株予約権の数	16,395個 *1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株
新株予約権の目的となる株式の数	1,639,500株 *2
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 30.24米ドル *3
新株予約権の行使期間	2009年11月18日から2018年11月17日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1株当たり発行価格 30.24米ドル 1株当たり資本組入額 15.12米ドル
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。 当社が消滅会社となる合併契約が当社株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会)で承認されたときは、当該合併、株式交換又は株式移転の効力発生日以降新株予約権は行使することができない。 その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	-

(注)\*1 各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割(無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

\*2 注記1により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に新株予約権の数を乗じた数に調整されるものとする。

\*3 新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割(無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1セント未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権の割当日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

第18回普通株式新株予約権

株主総会の特別決議日(2009年6月19日)	
第3四半期会計期間末現在 (2010年12月31日)	
新株予約権の数	7,881個 *1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株
新株予約権の目的となる株式の数	788,100株 *2
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 2,595円 *3
新株予約権の行使期間	2010年12月9日から2019年12月8日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1株当たり発行価格 2,595円 1株当たり資本組入額 1,298円
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。 当社が消滅会社となる合併契約が当社株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会)で承認されたときは、当該合併、株式交換又は株式移転の効力発生日以降新株予約権は行使することができない。 その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	-

(注)\*1 各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割(無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

\*2 注記1により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に新株予約権の数を乗じた数に調整されるものとする。

\*3 新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割(無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権の割当日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

第19回普通株式新株予約権

株主総会の特別決議日(2009年6月19日)	
第3四半期会計期間末現在 (2010年12月31日)	
新株予約権の数	15,245個 *1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株
新株予約権の目的となる株式の数	1,524,500株 *2
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 29.56米ドル *3
新株予約権の行使期間	2010年12月9日から2019年12月8日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1株当たり発行価格 29.56米ドル 1株当たり資本組入額 14.78米ドル
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。 当社が消滅会社となる合併契約が当社株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会)で承認されたときは、当該合併、株式交換又は株式移転の効力発生日以降新株予約権は行使することができない。 その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	-

(注)\*1 各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割(無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

\*2 注記1により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に新株予約権の数を乗じた数に調整されるものとする。

\*3 新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割(無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1セント未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権の割当日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。



第20回普通株式新株予約権

株主総会の特別決議日(2010年6月18日)	
第3四半期会計期間末現在 (2010年12月31日)	
新株予約権の数	8,026個 *1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株
新株予約権の目的となる株式の数	802,600株 *2
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 2,945円 *3
新株予約権の行使期間	2011年11月18日から2020年11月17日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1株当たり発行価格 2,945円 1株当たり資本組入額 1,473円
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。 当社が消滅会社となる合併契約が当社株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会)で承認されたときは、当該合併、株式交換又は株式移転の効力発生日以降新株予約権は行使することができない。 その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	-

(注)\*1 各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割(無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

\*2 注記1により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に新株予約権の数を乗じた数に調整されるものとする。

\*3 新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割(無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権の割当日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

第21回普通株式新株予約権

株主総会の特別決議日(2010年6月18日)	
第3四半期会計期間末現在 (2010年12月31日)	
新株予約権の数	15,320個 *1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株
新株予約権の目的となる株式の数	1,532,000株 *2
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 35.48米ドル *3
新株予約権の行使期間	2011年11月18日から2020年11月17日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1株当たり発行価格 35.48米ドル 1株当たり資本組入額 17.74米ドル
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。 当社が消滅会社となる合併契約が当社株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会)で承認されたときは、当該合併、株式交換又は株式移転の効力発生日以降新株予約権は行使することができない。 その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	-

(注)\*1 各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割(無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

\*2 注記1により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に新株予約権の数を乗じた数に調整されるものとする。

\*3 新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割(無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1セント未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権の割当日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

旧転換社債等に関する事項は、次のとおりです。  
転換社債の残高、転換価格及び資本組入額

銘柄（発行日）	第3四半期会計期間末現在 （2010年12月31日）		
	転換社債残高	転換価格	資本組入額
2011年満期 米貨建転換社債 *1 （2001年4月16日）	41,810千米ドル （3,407百万円）	円 銭 8,814 00	*2
2012年満期 米貨建転換社債 *1 （2002年4月15日）	28,731千米ドル （3,798百万円）	円 銭 6,931 00	*2

（注）\*1 米貨建転換社債は、いずれも株価連動型のインセンティブ・プランとして米国の関係会社の役員・幹部社員に対し割り当てることを目的として発行したものです。なお、2011年満期米貨建転換社債については額面総額35,246千米ドルを、2012年満期米貨建転換社債については額面総額36,354千米ドルを、それぞれ失権分として買入消却しました。

\*2 転換により発行する株式の1株当たり発行価格（転換価格）に0.5を乗じた額で、その結果1円未満の端数が生じるときはその端数を切り上げた額。

（3）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

（4）【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

（5）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 （千株）	発行済株式 総数残高 （千株）	資本金増減額 （百万円）	資本金残高 （百万円）	資本準備金 増減額 （百万円）	資本準備金 残高 （百万円）
2010年10月1日～ 2010年12月31日	30	1,004,615	45	630,888	45	837,575

（注）1 上記の増加は、新株予約権の行使によるものです。

2 2011年1月1日から2011年1月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が8千株、資本金及び資本準備金がそれぞれ12百万円増加しています。

(6) 【大株主の状況】

2010年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合(%)
Moxley and Company *1 (常任代理人 ㈱三菱東京UFJ銀行)	アメリカ・ニューヨーク (東京都千代田区丸の内2-7 -1)	84,641	8.43
日本トラスティ・サービス信託銀行㈱ (信託口) *2	東京都中央区晴海1-8-11	64,739	6.44
日本マスタートラスト信託銀行㈱(信託口) *2	東京都港区浜松町2-11-3	46,792	4.66
State Street Bank and Trust Company *3 (常任代理人 香港上海銀行)	アメリカ・ボストン (東京都中央区日本橋3-11- 1)	20,812	2.07
SSBT OD05 Omnibus Account - Treaty Clients *3 (常任代理人 香港上海銀行)	オーストラリア・シドニー (東京都中央区日本橋3-11- 1)	17,976	1.79
JPMorgan Chase Bank 380055 *3 (常任代理人 ㈱みずほコーポレート銀行)	アメリカ・ニューヨーク (東京都中央区月島4-16- 13)	17,155	1.71
日本トラスティ・サービス信託銀行㈱ (信託口9) *2	東京都中央区晴海1-8-11	13,992	1.39
State Street Bank and Trust Company 505225 *3 (常任代理人 ㈱みずほコーポレート銀行)	アメリカ・ボストン (東京都中央区月島4-16- 13)	11,264	1.12
The Chase Manhattan Bank, N.A. London Secs Lending Omnibus Account *3 (常任代理人 ㈱みずほコーポレート銀行)	イギリス・ロンドン (東京都中央区月島4-16- 13)	10,858	1.08
Mellon Bank, N.A. as Agent for its Client Mellon Omnibus US Pension *3 (常任代理人 ㈱みずほコーポレート銀行)	アメリカ・ボストン (東京都中央区月島4-16- 13)	9,622	0.96
計		297,852	29.65

(注) \*1 ADR(米国預託証券)の受託機関であるJPMorgan Chase Bank, N.A.の株式名義人です。

\*2 各社の所有株式は、全て各社が証券投資信託等の信託を受けている株式です。

\*3 主として欧米の機関投資家の所有する株式の保管業務を行うとともに、当該機関投資家の株式名義人となっています。

4 Dodge & Coxから2009年8月6日付の大量保有報告書の変更報告書の写しが当社に送付され、2009年7月31日現在で以下のとおり当社株式(ADRとしての保有分も含む。)を保有している旨の報告を受け、現在に至っていますが、当社としては当第3四半期会計期間末現在における株主名簿では確認ができていません。

氏名又は名称	所有株式数(千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
Dodge & Cox	51,320	5.11

(7) 【議決権の状況】  
【発行済株式】

2010年12月31日現在

区 分	株式数(株)	議決権の数(個)	内 容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 1,043,700		
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,000,973,100	10,009,731	
単元未満株式	普通株式 2,597,764		1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	1,004,614,564		
総株主の議決権		10,009,731	

(注) 「完全議決権株式(その他)」の「株式数」の欄には、(株)証券保管振替機構名義の普通株式が19,700株含まれています。また、「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る普通株式の議決権の数が197個含まれています。

【自己株式等】

2010年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合(%)
ソニー(株) (自己保有株式)	東京都港区港南1 - 7 - 1	1,043,700		1,043,700	0.10
計		1,043,700		1,043,700	0.10

(注) 株主名簿上は当社名義となっていますが、実質的に所有していない普通株式が300株あり、当該株式数は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」に含まれています。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	2010年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	3,620	3,225	2,810	2,745	2,803	2,694	2,804	2,993	3,090
最低(円)	3,230	2,691	2,350	2,258	2,353	2,338	2,520	2,606	2,910

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部における市場相場によるものです。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

(1) 当社の四半期連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(2009年(平成21年)内閣府令第73号)附則第6条にもとづき、改正前の「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(2007年(平成19年)内閣府令第64号)第93条の規定により、米国で一般に公正妥当と認められた会計基準による用語、様式及び作成方法に準拠して作成されています。

(2) 当社の四半期連結財務諸表は、当社及び連結子会社がその所在する国において一般に公正妥当と認められている企業会計の基準に準拠して作成した個別財務諸表を基礎として、上記(1)の基準に合致するよう必要な修正を加えて作成されています。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定にもとづき、2009年度第3四半期連結会計期間(2009年10月1日から2009年12月31日まで)及び2009年度第3四半期連結累計期間(2009年4月1日から2009年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表ならびに2010年度第3四半期連結会計期間(2010年10月1日から2010年12月31日まで)及び2010年度第3四半期連結累計期間(2010年4月1日から2010年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、あらた監査法人による四半期レビューを受けています。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

		2010年度 第3四半期連結会計期間末 (2010年12月31日)	2009年度 (2010年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
(資産の部)			
流動資産			
1 現金・預金及び現金同等物		919,765	1,191,608
2 有価証券	*4 *5	647,268	579,493
3 受取手形及び売掛金	*3	1,142,307	996,100
4 貸倒及び返品引当金		99,404	104,475
5 棚卸資産		731,860	645,455
6 繰延税金		231,594	197,598
7 前払費用及びその他の流動資産	*3 *5	662,172	627,093
流動資産合計		4,235,562	4,132,872
繰延映画製作費		276,461	310,065
投資及び貸付金			
1 関連会社に対する投資及び貸付金		222,047	229,051
2 投資有価証券その他	*4 *5	5,505,515	5,070,342
投資及び貸付金合計		5,727,562	5,299,393
有形固定資産			
1 土地		145,907	153,067
2 建物及び構築物		824,997	897,054
3 機械装置及びその他の有形固定資産		2,013,192	2,235,032
4 建設仮勘定		74,997	71,242
		3,059,093	3,356,395
5 減価償却累計額		2,148,831	2,348,444
有形固定資産合計		910,262	1,007,951
その他の資産			
1 無形固定資産		343,930	378,917
2 営業権		413,885	438,869
3 繰延保険契約費		425,162	418,525
4 繰延税金		332,131	403,537
5 その他	*5	421,253	475,985
その他の資産合計		1,936,361	2,115,833
資産合計		13,086,208	12,866,114

		2010年度 第3四半期連結会計期間末 (2010年12月31日)	2009年度 (2010年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
(負債の部)			
流動負債			
1 短期借入金		74,964	48,785
2 1年以内に返済期限の到来する 長期借入債務		137,495	235,822
3 支払手形及び買掛金		884,564	817,118
4 未払金・未払費用		996,397	1,003,197
5 未払法人税及びその他の未払税金		105,902	69,175
6 銀行ビジネスにおける顧客預金		1,608,837	1,509,488
7 その他	*5	384,275	376,340
流動負債合計		4,192,434	4,059,925
長期借入債務		819,332	924,207
未払退職・年金費用		265,265	295,526
繰延税金		239,804	236,521
保険契約債務その他		4,118,705	3,876,292
その他	*5	183,876	188,088
負債合計		9,819,416	9,580,559
契約債務及び偶発債務			
(資本の部)			
当社株主に帰属する資本	*6		
1 資本金			
普通株式(額面無し)			
2009年度末			630,822
発行可能株式総数 3,600,000,000株			
発行済株式数 1,004,571,464株			
2010年度第3四半期連結会計期間末		630,888	
発行可能株式総数 3,600,000,000株			
発行済株式数 1,004,614,564株			
2 資本剰余金		1,159,269	1,157,812
3 利益剰余金		1,967,670	1,851,004
4 累積その他の包括利益			
(1) 未実現有価証券評価益(純額)	*4	61,044	62,337
(2) 未実現デリバティブ評価損(純額)		368	36
(3) 年金債務調整額		140,687	148,989
(4) 外貨換算調整額		752,792	582,370
累積その他の包括利益合計		832,803	669,058
5 自己株式			
普通株式			
2009年度末			4,675
1,039,656株			
2010年度第3四半期連結会計期間末		4,648	
1,043,795株			
当社株主に帰属する資本合計		2,920,376	2,965,905
非支配持分		346,416	319,650
資本合計		3,266,792	3,285,555
負債及び資本合計		13,086,208	12,866,114



(2)【四半期連結損益計算書】  
【第3四半期連結累計期間】

区分	注記 番号	2009年度 第3四半期連結累計期間 (自2009年4月1日 至2009年12月31日)		2010年度 第3四半期連結累計期間 (自2010年4月1日 至2010年12月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
売上高及び営業収入					
1 純売上高		4,811,827		4,948,628	
2 金融ビジネス収入		625,238		593,104	
3 営業収入		61,863	5,498,928	58,715	5,600,447
売上原価、販売費・一般管理費 及びその他の一般費用					
1 売上原価		3,707,085		3,729,306	
2 販売費及び一般管理費		1,150,745		1,126,212	
3 金融ビジネス費用		507,269		485,631	
4 資産の除売却損(益)、減損 及びその他(純額)		12,686	5,377,785	432	5,341,581
持分法による投資利益(損失)			33,332		14,323
営業利益			87,811		273,189
その他の収益					
1 受取利息及び受取配当金		10,141		8,265	
2 為替差益(純額)		-		12,203	
3 その他		18,544	28,685	9,488	29,956
その他の費用					
1 支払利息		17,883		16,518	
2 投資有価証券評価損		1,140		7,059	
3 為替差損(純額)		13,312		-	
4 その他		10,266	42,601	6,413	29,990
税引前利益			73,895		273,155
法人税等			19,357		112,009
四半期純利益			54,538		161,146
非支配持分に帰属する四半期純利益			38,772		31,929
当社株主に帰属する四半期純利益			15,766		129,217

1 株当たり情報 当社株主に帰属する四半期純利益	*7		
基本的		15.71円	128.76円
希薄化後		15.69円	128.58円

【第3四半期連結会計期間】

区分	注記 番号	2009年度 第3四半期連結会計期間 (自2009年10月1日 至2009年12月31日)		2010年度 第3四半期連結会計期間 (自2010年10月1日 至2010年12月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
売上高及び営業収入					
1 純売上高		2,014,145		1,980,721	
2 金融ビジネス収入		202,580		207,030	
3 営業収入		21,140	2,237,865	18,495	2,206,246
売上原価、販売費・一般管理費 及びその他の一般費用					
1 売上原価		1,510,841		1,492,388	
2 販売費及び一般管理費		402,440		403,047	
3 金融ビジネス費用		167,201		173,780	
4 資産の除売却損(益)、減損 及びその他(純額)		5,353	2,085,835	2,099	2,071,314
持分法による投資利益(損失)			5,927		2,590
営業利益			146,103		137,522
その他の収益					
1 受取利息及び受取配当金		2,060		2,585	
2 投資有価証券売却益(純額)		2,271		888	
3 その他		3,391	7,722	2,716	6,189
その他の費用					
1 支払利息		5,717		4,556	
2 為替差損(純額)		19,947		5,528	
3 その他		4,296	29,960	2,092	12,176
税引前利益			123,865		131,535
法人税等			33,244		47,590
四半期純利益			90,621		83,945
非支配持分に帰属する四半期純利益			11,454		11,611
当社株主に帰属する四半期純利益			79,167		72,334

1 株当たり情報 当社株主に帰属する四半期純利益 基本的 希薄化後	*7	78.89円 78.76円	72.08円 71.96円
--	----	------------------	------------------

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

		2009年度 第3四半期連結累計期間 (自2009年4月1日 至2009年12月31日)	2010年度 第3四半期連結累計期間 (自2010年4月1日 至2010年12月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
1 四半期純利益		54,538	161,146
2 営業活動から得た現金・預金及び現金同等物 (純額)への四半期純利益の調整			
(1)有形固定資産の減価償却費及び無形 固定資産の償却費(繰延保険契約費の 償却を含む)		276,065	245,637
(2)繰延映画製作費の償却費		199,534	170,386
(3)株価連動型報奨費用		1,611	1,436
(4)退職・年金費用(支払額控除後)		21,526	18,979
(5)資産の除売却損(益)、減損及びその他(純 額)		12,686	432
(6)投資有価証券評価損		1,140	7,059
(7)金融ビジネスにおける売買目的有価証券の 評価損益(純額)		40,273	15,032
(8)金融ビジネスにおける投資有価証券の減損 及び評価損益(純額)		53,450	2,345
(9)繰延税額		29,566	5,738
(10)持分法による投資損益(純額) (受取配当金相殺後)		34,958	13,409
(11)資産及び負債の増減			
受取手形及び売掛金の増加	*3	330,197	223,114
棚卸資産の増加( )・減少		158,058	161,059
繰延映画製作費の増加		235,838	175,574
支払手形及び買掛金の増加		181,701	83,727
未払法人税及びその他の未払税金の増加		81,993	38,312
保険契約債務その他の増加		221,764	190,550
繰延保険契約費の増加		51,923	51,898
金融ビジネスにおける売買目的有価証券の 増加		1,999	26,778
その他の流動資産の増加	*3	38,075	96,887
その他の流動負債の増加		24,109	125,478
(12)その他		97,008	135,807
営業活動から得た現金・預金及び現金同等 物(純額)		542,318	403,911

		2009年度 第3四半期連結累計期間 (自2009年4月1日 至2009年12月31日)	2010年度 第3四半期連結累計期間 (自2010年4月1日 至2010年12月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
投資活動によるキャッシュ・フロー			
1 固定資産の購入		278,894	208,803
2 固定資産の売却		9,203	12,628
3 金融ビジネスにおける投資及び貸付		1,103,707	1,201,350
4 投資及び貸付(金融ビジネス以外)		30,849	14,772
5 金融ビジネスにおける有価証券の償還、 投資有価証券の売却及び貸付金の回収		849,609	731,765
6 有価証券の償還、投資有価証券の売却 及び貸付金の回収(金融ビジネス以外)		13,188	12,259
7 ビジネスの売却		5,628	86,311
8 その他		2,918	443
投資活動に使用した現金・預金及び現金同 等物(純額)		538,740	582,405
財務活動によるキャッシュ・フロー			
1 長期借入		509,874	1,341
2 長期借入債務の返済		92,383	173,978
3 短期借入金増加・減少( ) (純額)		241,181	18,221
4 金融ビジネスにおける顧客預り金の増加 (純額)		182,452	164,601
5 銀行ビジネスにおけるコールマネーの増加 (純額)		21,400	10,000
6 配当金の支払		25,116	25,112
7 その他		4,770	5,336
財務活動から得た(財務活動に使用した) 現金・預金及び現金同等物(純額)		350,276	10,263
為替相場変動の現金・預金及び現金同等物に 対する影響額		9,858	83,086
現金・預金及び現金同等物純増加・減少( ) 額		343,996	271,843
現金・預金及び現金同等物期首残高		660,789	1,191,608
現金・預金及び現金同等物四半期末残高		1,004,785	919,765

## 四半期連結財務諸表注記

## 1 会計処理の原則及び手続ならびに四半期連結財務諸表の表示方法

当社は、1961年6月、米国証券取引委員会（Securities and Exchange Commission、以下「SEC」）に米国預託証券（American Depositary Receipt）の発行登録を行い、1970年9月、ニューヨーク証券取引所に上場しています。前述の経緯により、当社は米国1934年証券取引所法第13条（Section 13 of the Securities Exchange Act of 1934）にもとづく継続開示会社となり、年次報告書（Annual report on Form 20-F）をSECに対し提出しています。

当社の四半期連結財務諸表は、米国において一般に公正妥当と認められた会計基準による用語、様式及び作成方法（以下「米国会計原則」）によって作成されています。なお、米国会計原則により要求される記載及び注記の一部を省略しています。

当社及び連結子会社（以下「ソニー」）が採用している会計処理の原則及び手続ならびに四半期連結財務諸表の表示方法のうち、日本における会計処理の原則及び手続ならびに表示方法と異なるもので重要性のあるものは以下のとおりです。ほとんどの違いは国内会社の会計処理によるもので、そのうち金額的に重要な修正及び組替項目については、米国会計原則による税引前利益（損失）に含まれる影響額を括弧内に表示しています。

## (1) デリバティブ

特定の複合金融商品は、主契約と組込デリバティブを一体として評価し、その公正価値変動を損益に計上しています。（2009年度第3四半期連結累計期間 55,361百万円の利益、2010年度第3四半期連結累計期間 269百万円の損失、2009年度第3四半期連結会計期間 7,918百万円の利益、2010年度第3四半期連結会計期間 934百万円の利益）

## (2) 保険事業の会計

新規保険契約の獲得に関連し、かつそれに応じて変動する費用のうち、回収できると認められるものについては繰り延べています。伝統的保険商品に関する繰延費用は、保障債務の計算と共通の基礎数値を用いて関連する保険契約の保険料払込期間にわたり償却されます。上記以外の保険商品に関する繰延費用は、見積期間にわたり関連する保険契約の見積粗利益に比例して償却されます。なお、日本においてはこれらの費用は、発生年度の期間費用として処理しています。（2009年度第3四半期連結累計期間 10,880百万円の利益、2010年度第3四半期連結累計期間 6,917百万円の利益、2009年度第3四半期連結会計期間 2,987百万円の利益、2010年度第3四半期連結会計期間 3,678百万円の利益）米国会計原則上、保険契約債務は保険数理上の諸数値にもとづく平準純保険料式により計算していますが、日本においては行政監督庁の認める方式により算定しています。（2009年度第3四半期連結累計期間 20,381百万円の利益、2010年度第3四半期連結累計期間 32,004百万円の利益、2009年度第3四半期連結会計期間 6,507百万円の利益、2010年度第3四半期連結会計期間 8,740百万円の利益）

## (3) 営業権及びその他の無形固定資産

営業権及び耐用年数が確定できない無形固定資産は償却をせず、年一回第4四半期及び減損の可能性を示す事象又は状況の変化が生じた時点で減損の判定を行っています。（2009年度第3四半期連結累計期間 20,990百万円の利益、2010年度第3四半期連結累計期間 17,790百万円の利益、2009年度第3四半期連結会計期間 6,950百万円の利益、2010年度第3四半期連結会計期間 6,046百万円の利益）

## (4) 未払退職・年金費用

確定給付年金制度及びその他の退職後給付制度に関する会計基準にもとづき、確定給付年金制度及びその他の退職後給付制度が積立超過の場合は資産を、積立不足の場合は負債を計上しています。また、純退職・年金費用としてまだ認識されていない年金数理純損益及び過去勤務債務を、累積その他の包括利益の構成要素として、税効果考慮後の金額で認識しています。

## (5) 持分法による投資利益（損失）の会計処理区分

持分法による投資利益（損失）は、持分法適用会社の事業の大部分をソニーの事業と密接不可分なものと考えて営業利益（損失）の前に区分して表示しています。なお、日本において持分法による投資利益（損失）は、営業外収益又は営業外費用の区分に表示されています。

## (6) 変動持分事業体の連結

変動持分事業体（以下「VIE」）とされる事業体のうち、ソニーがその第一受益者であると判定されたVIEを連結しています。

(7) 法人税等に関する会計処理

繰延税金資産の帳簿価額は、入手可能な情報にもとづいて50%超の可能性で回収可能性がないと考えられる場合に、評価性引当金の計上により減額されています。繰延税金資産の回収可能性については、関連するあらゆる肯定的及び否定的情報を適切に検討することにより、繰延税金資産に係る評価性引当金計上の要否を定期的に評価しています。また、税務申告時における税務処理を採用する事によって生じる税金費用の減少が、50%以上の可能性で税務当局に認められないと考えられる場合には、税金引当を計上しています。

2 主要な会計方針の要約

(1) 新会計基準の適用

複数の製品・サービス等を提供する取引及びソフトウェアとハードウェアの要素を包含する有形製品に関する収益の認識

2009年10月、米国財務会計基準審議会（Financial Accounting Standards Board、以下「FASB」）は複数の製品・サービス等を提供する取引に関する新規会計基準を公表しました。特に、新基準では、取引の開始時において取引対価をその各取引要素の相対販売価格で配分することを企業に要求しています。売り手固有の客観的証拠あるいは対第三者販売価格の証拠が存在しない場合には、取引対価はマネジメントによる販売価格の最適な見積価格にもとづいて各要素に配分します。さらに、この基準は対価の配分について残余法の適用を禁止しました。同じく2009年10月にFASBはソフトウェアとハードウェアの要素を包含する有形製品に関する収益認識方法を変更する会計基準を公表しました。特に、ソフトウェアとハードウェアが同時に機能して有形製品の重要な機能を提供するような有形製品については、従来のソフトウェア収益認識基準の対象外となり、複数の製品・サービス等を提供する取引に関する会計基準に準拠することになりました。ソニーは2010年4月1日にこれらの基準を適用しました。これらの基準の適用が、ソニーの業績及び財政状態へ与える重要な影響はありません。

金融資産の譲渡

2009年6月、FASBは金融資産の譲渡に関する新規会計基準を公表しました。この基準は前基準を修正するもので、適格特別目的会社の概念を廃止し、金融資産の一部を売却処理する場合の条件を設定するために参加型持分を新たに定義し、譲渡を売却処理するために必要な要件を明確化及び変更し、さらに受益権が譲渡人に留保される場合の金融資産の譲渡の売却処理に関する損益の認識額を変更しています。さらに、事業体が金融資産の譲渡に継続的関与する場合に新しい開示を要求しています。また、既存の適格特別目的会社は概念の廃止により、該当する連結に関する適用基準にもとづき、連結の要否を評価することが要求されています。この基準は2010年4月1日からソニーに適用されました。この基準の適用がソニーの業績及び財政状態に与える重要な影響はありません。

変動持分事業体

2009年6月、FASBはVIEの連結に関する新規会計基準を公表しました。この基準はVIEの第一受益者の決定に際してのアプローチをリスクと便益の定量的分析から、支配にもとづく定性的分析へ変更するとともに、第一受益者であるかどうかの見直しを継続して行うことを要求しています。この基準は2010年4月1日からソニーに適用されました。この基準の適用がソニーの業績及び財政状態に与える重要な影響はありません。

(2) 四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理

税金費用の計算

ソニーは年間の税引前利益に対する実効税率を合理的に見積もり、この税率を各四半期までの累計税引前利益に乗じて累計税金費用を算出する方法により、各四半期の税金費用を計算しています。この年間見積実効税率にもとづく税金費用の計算には税務上の繰越欠損金、税額控除等の見込みを反映させていますが、異常要因による又は非経常的な事象に関する損益等は反映させていません。なお、これらの損益に関する税金費用については、年間見積実効税率にもとづく税金費用とは別々に、その発生する四半期に計上しています。

(3) 勘定科目の組替再表示

2009年度第3四半期の連結財務諸表の一部の金額を、2010年度第3四半期の表示に合わせて組替再表示していません。

### 3 金融資産の移転

2009年度、ソニーは米国において売掛債権売却プログラムを設定しました。このプログラムにより、ソニーの米国子会社に連結されている特別目的会社は、一度に最大450百万米ドルの契約上適格な売掛債権を銀行に売却することができました。この取引はソニーが売掛債権に対する支配を放棄したことから、金融資産の譲渡及びサービス業務ならびに負債の消滅に関する会計基準にもとづき、売却として会計処理されました。

2010年度第3四半期連結累計期間において、ソニーは米国におけるこの売掛債権売却プログラムを改定しました。この改定したプログラムにおける取引は、金融資産の譲渡に関する新規会計基準においても、引き続き売却処理の要件を満たしています。この改定したプログラムでは、売却代金の一部について関連する債権が回収されるまで、留保し繰り延べることが要求されます。留保し繰り延べられた売却代金の一部は当初、公正価値で計上され、その他の流動資産に含まれています。ソニーはこれらの債権が営業活動の成果であり、かつ短期的な性質上、関連する金利リスクは僅少であることから、これらの債権の回収を、連結キャッシュ・フロー計算書上、営業活動によるキャッシュ・フローに含めます。2010年度第3四半期連結累計期間及び2010年度第3四半期連結会計期間において、ソニーがこのプログラムにもとづき売却した売掛債権の合計額はそれぞれ299,869百万円(3,673百万米ドル)及び230,084百万円(2,818百万米ドル)です。2010年12月31日現在、売却した売掛債権のうち、留保し繰り延べられ、その他流動資産に含まれる残高は39,425百万円(484百万米ドル)です。

### 4 有価証券及び投資有価証券

有価証券及び投資有価証券に含まれる負債証券及び持分証券は主に金融分野に含まれ、そのうち売却可能証券及び満期保有目的証券に区分されるものの取得原価、未実現評価損益及び公正価値は次のとおりです。

項目	2010年度 第3四半期連結会計期間末				2009年度末			
	取得原価 (百万円)	未実現 評価益 (百万円)	未実現 評価損 (百万円)	公正価値 (百万円)	取得原価 (百万円)	未実現 評価益 (百万円)	未実現 評価損 (百万円)	公正価値 (百万円)
売却可能証券								
負債証券								
日本国債	1,099,837	37,358	3,147	1,134,048	1,264,725	29,496	3,397	1,290,824
日本地方債	23,087	212	71	23,228	27,750	1,097	5	28,842
日本社債	319,554	2,029	151	321,432	360,554	3,773	106	364,221
外国社債	325,171	4,213	12,858	316,526	281,003	4,818	6,492	279,329
その他	7,801	163	92	7,872	11,141	83	123	11,101
	1,775,450	43,975	16,319	1,803,106	1,945,173	39,267	10,123	1,974,317
持分証券	98,302	73,337	1,629	170,010	99,753	74,430	3,437	170,746
満期保有目的証券								
日本国債	2,851,752	114,441	4,631	2,961,562	2,248,230	3,318	30,740	2,220,808
日本地方債	22,047	316	-	22,363	23,617	346	-	23,963
日本社債	32,306	1,183	1	33,488	32,041	150	321	31,870
外国社債	50,140	13	4	50,149	50,831	18	7	50,842
	2,956,245	115,953	4,636	3,067,562	2,354,719	3,832	31,068	2,327,483
合計	4,829,997	233,265	22,584	5,040,678	4,399,645	117,529	44,628	4,472,546

5 公正価値による測定

ソニーにおいて継続的に公正価値で測定されている資産・負債の公正価値は、次のとおりです。

項目	2010年度 第3四半期連結会計期間末 金額(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
	資産			
売買目的有価証券	182,806	182,787	-	365,593
売却可能証券				
負債証券				
日本国債	-	1,134,048	-	1,134,048
日本地方債	-	23,228	-	23,228
日本社債	-	316,804	4,628	321,432
外国社債	-	299,063	17,463	316,526
その他	-	7,872	-	7,872
持分証券	161,263	4,787	3,960	170,010
その他の投資	5,067	51	70,264	75,382
デリバティブ資産*	-	29,231	-	29,231
資産合計	349,136	1,997,871	96,315	2,443,322
負債				
デリバティブ負債*	-	31,523	-	31,523
負債合計	-	31,523	-	31,523

項目	2009年度末 金額(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
	資産			
売買目的有価証券	180,414	172,939	-	353,353
売却可能証券				
負債証券				
日本国債	-	1,290,824	-	1,290,824
日本地方債	-	28,842	-	28,842
日本社債	4,937	358,187	1,097	364,221
外国社債	-	261,896	17,433	279,329
その他	365	10,736	-	11,101
持分証券	160,128	6,682	3,936	170,746
その他の投資	5,377	38	69,672	75,087
デリバティブ資産*	-	23,796	-	23,796
資産合計	351,221	2,153,940	92,138	2,597,299
負債				
デリバティブ負債*	-	48,599	-	48,599
負債合計	-	48,599	-	48,599

\* デリバティブ資産・負債は総額で認識及び開示されています。



## 6 資本及び包括利益に関する補足情報

2009年度第3四半期連結累計期間における、連結貸借対照表の当社株主に帰属する資本及び非支配持分ならびに資本合計の期首帳簿価額と期末帳簿価額との調整は次のとおりです。

項目	当社株主に帰属する資本	非支配持分	資本合計
	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
2008年度末(2009年3月31日)	2,964,653	251,949	3,216,602
株式にもとづく報酬	1,610	-	1,610
四半期包括利益			
四半期純利益	15,766	38,772	54,538
その他の包括利益(税効果考慮後)			
未実現有価証券評価益	30,645	16,728	47,373
未実現デリバティブ評価益	379	-	379
年金債務調整額	1,693	-	1,693
外貨換算調整額	2,438	301	2,137
	50,921	55,199	106,120
配当金	12,544	5,300	17,844
自己株式の取得	102	-	102
自己株式の売却	52	-	52
非支配持分株主との取引及びその他	546	626	1,172
2009年度第3四半期連結会計期間末 (2009年12月31日)	3,005,136	302,474	3,307,610

2010年度第3四半期連結累計期間における、連結貸借対照表の当社株主に帰属する資本及び非支配持分ならびに資本合計の期首帳簿価額と期末帳簿価額との調整は次のとおりです。

項目	当社株主に帰属する資本	非支配持分	資本合計
	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
2009年度末(2010年3月31日)	2,965,905	319,650	3,285,555
新株予約権の行使	132	14	146
株式にもとづく報酬	1,365	-	1,365
四半期包括利益			
四半期純利益	129,217	31,929	161,146
その他の包括利益(税効果考慮後)			
未実現有価証券評価損益	1,293	1,180	113
未実現デリバティブ評価損	332	-	332
年金債務調整額	8,302	-	8,302
外貨換算調整額	170,422	909	171,331
	34,528	32,200	2,328
新株発行費(税効果考慮後)	6	-	6
配当金	12,544	5,280	17,824
自己株式の取得	87	-	87
自己株式の売却	66	-	66
非支配持分株主との取引及びその他	73	168	95
2010年度第3四半期連結会計期間末 (2010年12月31日)	2,920,376	346,416	3,266,792

2009年度第3四半期連結累計期間及び2010年度第3四半期連結累計期間において、当社の連結子会社に対する持分の変動が、当社株主に帰属する資本に与える重要な影響はありません。

7 基本的及び希薄化後1株当たり当社株主に帰属する利益の調整表

基本的及び希薄化後1株当たり当社株主に帰属する利益(以下「EPS」)の調整計算は次のとおりです。

項目	2009年度第3四半期連結累計期間			2010年度第3四半期連結累計期間		
	利益 (百万円)	加重平均 株式数 (千株)	EPS (円)	利益 (百万円)	加重平均 株式数 (千株)	EPS (円)
基本的EPS						
当社株主に帰属する四半期純利益	15,766	1,003,522	15.71	129,217	1,003,552	128.76
希薄化効果						
新株予約権	-	-	-	-	286	-
転換社債	-	1,623	-	-	1,136	-
希薄化後EPS						
計算に用いる当社株主に帰属する 四半期純利益	15,766	1,005,145	15.69	129,217	1,004,974	128.58

2009年度第3四半期連結累計期間及び2010年度第3四半期連結累計期間において、その権利行使価格が当社の普通株式の市場平均株価を上回っていたことから希薄化効果がないと認め、希薄化後EPSの計算から除いた新株予約権の行使にともなう潜在株式数はそれぞれ15,566千株及び17,572千株です。

項目	2009年度第3四半期連結会計期間			2010年度第3四半期連結会計期間		
	利益 (百万円)	加重平均 株式数 (千株)	EPS (円)	利益 (百万円)	加重平均 株式数 (千株)	EPS (円)
基本的EPS						
当社株主に帰属する四半期純利益	79,167	1,003,514	78.89	72,334	1,003,562	72.08
希薄化効果						
新株予約権	-	-	-	-	470	-
転換社債	-	1,623	-	-	1,136	-
希薄化後EPS						
計算に用いる当社株主に帰属する 四半期純利益	79,167	1,005,137	78.76	72,334	1,005,168	71.96

2009年度第3四半期連結会計期間及び2010年度第3四半期連結会計期間において、その権利行使価格が当社の普通株式の市場平均株価を上回っていたことから希薄化効果がないと認め、希薄化後EPSの計算から除いた新株予約権の行使にともなう潜在株式数はそれぞれ17,112千株及び18,913千株です。

## 8 契約債務及び偶発債務

### (1) 契約債務

#### ローン・コミットメント

金融子会社は、顧客に対する貸付契約にもとづき、貸付の未実行残高を有しています。2010年12月31日現在、これらの貸付未実行残高は18,810百万円です。ローン・コミットメントの翌年度以降における支払予定額は見積もることはできません。

#### パーチェス・コミットメント等

2010年12月31日現在のパーチェス・コミットメントは、合計で298,643百万円です。これらのうち、主要なものは次のとおりです。

ソニーは通常の事業において、固定資産の購入に関する契約債務を負っています。2010年12月31日現在、固定資産の購入に関する契約債務は、65,457百万円です。

映画分野の一部の子会社は、製作関係者との間で映画の製作及びテレビ番組の制作を行う契約を締結し、また第三者との間で完成した映画作品もしくはそれに対する一部の権利を購入する契約、スポーツイベントの放映権を購入する契約を締結しています。これらの契約は多様な期間にわたりますが、主として5年以内の期間に関するものです。2010年12月31日現在、これらの契約にもとづく支払予定額は107,585百万円です。

音楽分野の一部の子会社は、音楽アーティストならびに音楽ソフトやビデオの制作・販売会社との間に長期契約を締結しています。これらの契約は多様な期間にわたりますが、主として5年以内の期間に関するものです。2010年12月31日現在、これらの契約にもとづく支払予定額は37,872百万円です。

### (2) 偶発債務

2010年12月31日現在の通常の事業において提供される保証を含む偶発債務は、最大で70,036百万円です。偶発債務のうち、主要なものは次のとおりです。

ソニーは、第三者投資家が債務不履行となった場合、303百万米ドルを上限として、第三者投資家の債務残高を返済することを第三者投資家の債権者に保証しています。第三者投資家の債務は、第三者投資家が保有するソニーの音楽出版子会社の50%の持分により担保されています。2010年12月31日現在、この担保資産の公正価値は303百万米ドルを超えています。

2010年12月31日現在、ソニーはソニー・エリクソンの借入と借入枠のうち、175百万ユーロを上限として保証を行うことに合意しています。2010年12月31日時点で、ソニーはこの合意にもとづき、ソニー・エリクソンの借入のうち12,594百万円（115百万ユーロ）の借入に対する保証を行っています。これらの保証は、2012年3月までの期限となります。

ソニーは様々な国において、過去及び現在の対象製品の回収・リサイクル・処置・廃棄についての費用を電気製品の製造者が負担することが求められている法令の適用対象となっています。例えば、2003年2月に発令された電気・電子機器の廃棄についての指令（WEEE）により、回収・処置・修理・安全に廃棄する費用を製造者が負担することが求められます。この指令にもとづく法律が施行されている大部分の欧州連合加盟国において、ソニーはこの指令に関する債務を計上しています。2010年12月31日時点において、上記の指令に関連する債務に重要性はありません。

当社及び一部の子会社は、複数の訴訟の被告となっています。また、様々な政府機関より調査を受けています。しかし、ソニー及びソニーの法律顧問が現在知りうる限りの情報にもとづき、当社は、それらの訴訟その他の法的手続きによる損害は仮にあったとしても、連結財務諸表に重大な影響を及ぼすものではないと考えています。

## 9 セグメント情報

以下の報告セグメントは、そのセグメントの財務情報が入手可能なもので、その営業利益（損失）が最高経営意思決定者によって経営資源の配分の決定及び業績の評価に通常使用されているものです。最高経営意思決定者は、個別の資産情報を使用してセグメント評価を行っていません。ソニーにおける最高経営意思決定者は、会長兼社長CEOです。

ソニーは2010年4月1日付の組織変更にともない、2010年度第1四半期連結会計期間より、主にB2B&ディスク製造分野を従来構成していた事業を再編し、業績報告におけるビジネスセグメント区分の変更を行いました。この再編に関連して、従来のコンシューマプロダクツ&デバイス分野を、コンシューマ・プロフェッショナル&デバイス（以下「CPD」）分野に名称を変更しました。

CPD分野には、テレビ事業、デジタルイメージング事業、オーディオ・ビデオ事業、半導体事業、コンポーネント事業に加え、プロフェッショナル・ソリューション事業（B2B&ディスク製造分野に従来含まれていたB2B事業）が含まれます。S-LCD Corporationの持分法による投資利益（損失）もまた、CPD分野に含まれます。B2B&ディスク製造分野に従来含まれていたディスク製造事業は、その他分野に含まれます。ネットワークプロダクツ&サービス（以下「NPS」）分野、映画分野、音楽分野、金融分野については、従来からの変更はありません。なお、Sony Ericsson Mobile Communications ABの持分法による投資利益（損失）については、従来どおり単独のセグメントとして表示しています。以上のセグメント変更にともない、2009年度実績は修正再表示しています。

【ビジネスセグメント情報】

売上高及び営業収入：

項目	2009年度	2010年度
	第3四半期連結累計期間 金額(百万円)	第3四半期連結累計期間 金額(百万円)
売上高及び営業収入：		
コンシューマー・プロフェッショナル& デバイス：		
外部顧客に対するもの	2,488,179	2,655,803
セグメント間取引	262,952	209,925
計	2,751,131	2,865,728
ネットワークプロダクツ&サービス：		
外部顧客に対するもの	1,155,131	1,191,980
セグメント間取引	48,101	69,641
計	1,203,232	1,261,621
映画：		
外部顧客に対するもの	509,646	425,886
セグメント間取引	-	-
計	509,646	425,886
音楽：		
外部顧客に対するもの	388,613	351,149
セグメント間取引	8,161	9,942
計	396,774	361,091
金融：		
外部顧客に対するもの	625,238	593,104
セグメント間取引	10,022	6,886
計	635,260	599,990
その他：		
外部顧客に対するもの	290,461	302,007
セグメント間取引	58,281	54,100
計	348,742	356,107
全社(共通)及びセグメント間取引消去	345,857	269,976
連結合計	5,498,928	5,600,447

C P D分野におけるセグメント間取引は、主としてN P S分野に対するものです。

N P S分野におけるセグメント間取引は、主としてC P D分野に対するものです。

その他分野におけるセグメント間取引は、主として映画分野、音楽分野及びN P S分野に対するものです。

全社(共通)及びセグメント間取引消去には、ブランド及び特許権使用によるロイヤルティ収入が含まれています。

項目	2009年度	2010年度
	第3四半期連結会計期間 金額(百万円)	第3四半期連結会計期間 金額(百万円)
売上高及び営業収入：		
コンシューマー・プロフェッショナル& デバイス：		
外部顧客に対するもの	960,207	1,034,235
セグメント間取引	86,549	56,707
計	1,046,756	1,090,942
ネットワークプロダクツ&サービス：		
外部顧客に対するもの	580,535	537,542
セグメント間取引	24,939	29,016
計	605,474	566,558
映画：		
外部顧客に対するもの	203,190	149,016
セグメント間取引	-	-
計	203,190	149,016
音楽：		
外部顧客に対するもの	160,813	136,229
セグメント間取引	2,662	3,603
計	163,475	139,832
金融：		
外部顧客に対するもの	202,580	207,030
セグメント間取引	3,027	2,093
計	205,607	209,123
その他：		
外部顧客に対するもの	116,842	115,193
セグメント間取引	23,843	22,215
計	140,685	137,408
全社(共通)及びセグメント間取引消去	127,322	86,633
連結合計	2,237,865	2,206,246

C P D分野におけるセグメント間取引は、主としてN P S分野に対するものです。  
N P S分野におけるセグメント間取引は、主としてC P D分野に対するものです。  
その他分野におけるセグメント間取引は、主として映画分野、音楽分野及びN P S分野に対するものです。  
全社(共通)及びセグメント間取引消去には、ブランド及び特許権使用によるロイヤルティ収入が含まれています。

セグメント別損益：

項目	2009年度	2010年度
	第3四半期連結累計期間 金額（百万円）	第3四半期連結累計期間 金額（百万円）
営業利益（損失）：		
コンシューマー・プロフェッショナル& デバイス	48,446	93,768
ネットワークプロダクツ&サービス	76,300	48,849
映画	9,543	2,733
音楽	37,121	35,081
金融	116,056	105,719
ソニー・エリクソンの持分法による投 資利益（損失）	35,570	3,633
その他	1,685	6,454
計	100,981	296,237
全社（共通）及びセグメント間取引消去	13,170	23,048
連結営業利益	87,811	273,189
その他の収益	28,685	29,956
その他の費用	42,601	29,990
連結税引前利益	73,895	273,155

項目	2009年度	2010年度
	第3四半期連結会計期間 金額（百万円）	第3四半期連結会計期間 金額（百万円）
営業利益（損失）：		
コンシューマー・プロフェッショナル& デバイス	50,825	26,823
ネットワークプロダクツ&サービス	19,455	45,708
映画	14,121	4,697
音楽	23,119	19,485
金融	35,045	32,734
ソニー・エリクソンの持分法による投 資利益（損失）	10,227	409
その他	9,690	9,143
計	142,028	138,999
全社（共通）及びセグメント間取引消去	4,075	1,477
連結営業利益	146,103	137,522
その他の収益	7,722	6,189
その他の費用	29,960	12,176
連結税引前利益	123,865	131,535

上記の営業利益は、売上高及び営業収入から売上原価、販売費・一般管理費及びその他の一般費用を差し引き、持分法による投資利益（損失）を加えたものです。

全社（共通）及びセグメント間取引消去には、主として本社に帰属し各セグメントに配賦不能な一部の構造改革費用及びその他本社費用が含まれています。

2009年度において社内レポートを変更した結果、従来全社・セグメント間取引消去に含まれていた費用（収益）の一部を、表示されている各期間について各セグメントに配賦しました。この変更による連結営業利益への影響はありません。

下記の表は、C P D分野及びN P S分野の製品部門別の外部顧客に対する売上高及び営業収入の内訳を含んでいません。ソニーのマネジメントは、C P D分野及びN P S分野をそれぞれ単一のオペレーティング・セグメントとして意思決定を行っています。

項目	2009年度	2010年度
	第3四半期連結累計期間 金額(百万円)	第3四半期連結累計期間 金額(百万円)
消費者・プロフェッショナル& デバイス		
テレビ	803,052	969,669
デジタルイメージング	530,807	523,200
オーディオ・ビデオ	358,953	342,354
半導体	217,047	276,914
コンポーネント	352,267	314,911
プロフェッショナル・ソリューション	216,490	214,758
その他	9,563	13,997
計	2,488,179	2,655,803
ネットワークプロダクツ&サービス		
ゲーム	662,550	636,512
PC・その他ネットワークビジネス	492,581	555,468
計	1,155,131	1,191,980
映画	509,646	425,886
音楽	388,613	351,149
金融	625,238	593,104
その他	290,461	302,007
全社(共通)	41,660	80,518
連結	5,498,928	5,600,447

項目	2009年度	2010年度
	第3四半期連結会計期間 金額(百万円)	第3四半期連結会計期間 金額(百万円)
消費者・プロフェッショナル& デバイス		
テレビ	346,432	416,914
デジタルイメージング	184,464	188,477
オーディオ・ビデオ	158,439	154,693
半導体	74,281	93,187
コンポーネント	114,728	104,060
プロフェッショナル・ソリューション	78,202	73,398
その他	3,661	3,506
計	960,207	1,034,235
ネットワークプロダクツ&サービス		
ゲーム	355,221	323,078
PC・その他ネットワークビジネス	225,314	214,464
計	580,535	537,542
映画	203,190	149,016
音楽	160,813	136,229
金融	202,580	207,030
その他	116,842	115,193
全社(共通)	13,698	27,001
連結	2,237,865	2,206,246



ソニーは、2010年度第1四半期より製品部門区分を一部変更しました。この変更にもとない、上記2009年度の実績は修正再表示しています。C P D分野のうち、テレビ事業には液晶テレビ、デジタルイメージング事業には、コンパクトデジタルカメラ、レンズ交換式一眼カメラ、デジタルビデオカメラ、オーディオ・ビデオ事業には、家庭用オーディオ、ブルーレイディスクプレーヤー/レコーダー、半導体事業にはイメージセンサー、中小型液晶パネル、コンポーネント事業には、電池、記録メディア、データ記録システム、プロフェッショナル・ソリューション事業には放送用・業務用機器などが主要製品として含まれています。N P S分野のうち、ゲーム事業には家庭用ゲーム機、ソフトウェア、PC・その他ネットワークビジネス事業にはPC、メモリ内蔵型携帯オーディオなどが主要製品として含まれています。

【地域別情報】

2009年度及び2010年度の第3四半期における連結会計期間及び連結累計期間における顧客の所在国別に分類した売上高及び営業収入は次のとおりです。

項目	2009年度 第3四半期連結累計期間	2010年度 第3四半期連結累計期間
	金額(百万円)	金額(百万円)
売上高及び営業収入：		
日本	1,570,690	1,648,955
米国	1,229,085	1,142,356
欧州	1,285,765	1,218,525
アジア・太平洋地域	888,244	999,234
その他地域	525,144	591,377
計	5,498,928	5,600,447

項目	2009年度 第3四半期連結会計期間	2010年度 第3四半期連結会計期間
	金額(百万円)	金額(百万円)
売上高及び営業収入：		
日本	584,359	654,682
米国	524,511	444,892
欧州	592,571	539,875
アジア・太平洋地域	320,643	335,415
その他地域	215,781	231,382
計	2,237,865	2,206,246

ソニーは、2010年度第2四半期より地域別区分を一部変更しました。この変更にもとない、上記2009年度の実績は修正再表示しています。

日本及び米国以外の各区分に属する主な地域は次のとおりです。

- (1) 欧州： イギリス、フランス、ドイツ、ロシア、スペイン
- (2) アジア・太平洋地域： 中国、台湾、インド、韓国、オセアニア
- (3) その他地域： 中近東/アフリカ、ブラジル、メキシコ、カナダ

売上高及び営業収入に関して、欧州、アジア・太平洋地域、その他地域において個別には金額的に重要性のある国はありません。

報告セグメント間及び地域間の取引は、ソニーの経営陣が妥当と考える独立企業間取引の価格で行っています。

2009年度及び2010年度の第3四半期における連結会計期間及び連結累計期間において、単一顧客として重要な顧客に対する売上高及び営業収入はありません。

## 2【その他】

### (1) 配当決議にかかる状況

2010年10月28日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議しました。

- 1 中間配当による配当金の総額・・・・・・・・・・12,544百万円
- 2 1株当たりの金額・・・・・・・・・・12.50円
- 3 支払請求の効力発生日及び支払開始日・・・・・・・・2010年12月1日

当期中間配当にかかる利益処分額は、すでに当四半期の連結財務諸表に反映されています。

(注) 2010年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、支払いを行いました。

### (2) 決算日後の状況

特記事項はありません。

### (3) 訴訟

2009年10月、当社の米国子会社であるSony Optiarc America Inc. は、米国司法省反トラスト局から光ディスクドライブ事業に関する情報の提供を求める命令を受領しました。当社は、米国司法省及びその他の国の当局が光ディスクドライブの競争状況を調査していると理解しています。当社は、米国司法省及びその他の国の当局による調査に全面的に協力していきます。また、当社、ソニーオプティアーク(株)、及びSony Optiarc America Inc.、ならびにその他の被告各社等(訴状に記載されていない当事者を含む)が独占禁止法に違反していたと主張し、損害賠償その他の救済を求める複数の集団訴訟が、米国その他の地域にて提起されています。

当社及び一部の子会社は、この他にも複数の訴訟・政府機関による調査の対象となっています。しかし、ソニー及びソニーの法律顧問が現在知りうる限りの情報にもとづき、当社は、それらの訴訟その他の法的手続きによる損害は仮にあったとしても、連結財務諸表に重大な影響を及ぼすものではないと考えています。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

2011年2月14日

ソニー株式会社

取締役会 御中

### あらた監査法人

指 定 社 員            公 認 会 計 士            中 村 明 彦  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員            公 認 会 計 士            関 根 愛 子  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているソニー株式会社の2009年4月1日から2010年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（2009年10月1日から2009年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（2009年4月1日から2009年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（四半期連結財務諸表注記1及び2参照）に準拠して、ソニー株式会社及び連結子会社の2009年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 追記情報

四半期連結財務諸表注記9「セグメント情報」に記載のとおり、会社は2010年度第1四半期連結会計期間より、ビジネスセグメント区分の変更を行い、これに伴い2009年度第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間のビジネスセグメント区分を2010年度第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の区分に合わせて修正再表示している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

（注）上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

2011年2月14日

ソニー株式会社

取締役会 御中

### あらた監査法人

指 定 社 員      公 認 会 計 士      中 村 明 彦  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員      公 認 会 計 士      関 根 愛 子  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員      公 認 会 計 士      岩 尾 健 太 郎  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているソニー株式会社の2010年4月1日から2011年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（2010年10月1日から2010年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（2010年4月1日から2010年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（四半期連結財務諸表注記1及び2参照）に準拠して、ソニー株式会社及び連結子会社の2010年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 追記情報

四半期連結財務諸表注記9「セグメント情報」に記載のとおり、会社は2010年度第1四半期連結会計期間より、ビジネスセグメント区分の変更を行い、これに伴い2009年度第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間のビジネスセグメント区分を2010年度第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の区分に合わせて修正再表示している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

（注）上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。